

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年4月10日提出
【計算期間】	第 5 特定期間（自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日）
【ファンド名】	野村ファンドラップ外国債券 Aコース 野村ファンドラップ外国債券 Bコース (以上を総称して「野村ファンドラップ外国債券」、「野村ファンドラップ外国債券（毎月分配型）」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。 また、「野村ファンドラップ外国債券 Aコース」を「野村ファンドラップ外国債券 Aコース（毎月分配型）」、「野村ファンドラップ外国債券A」あるいは「野村ファンドラップ外国債券A（毎月分配型）」、「野村ファンドラップ外国債券 Bコース」を「野村ファンドラップ外国債券 Bコース（毎月分配型）」、「野村ファンドラップ外国債券B」あるいは「野村ファンドラップ外国債券B（毎月分配型）」という場合、「野村ファンドラップ外国債券 Aコース」を「Aコース」、「野村ファンドラップ外国債券 Bコース」を「Bコース」という場合があります。)
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	執行役社長 吉 川 淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。

毎月分配を行ないます。

ファンドは、原則として毎月20日(同日が休業日の場合は翌営業日)に決算・分配を行なうことを基本とします。

世界の債券 を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。

主として、投資適格格付が付与されているもしくは同等の信用度を有すると判断される国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが定性評価・定量評価等を勘案し、世界の中から各種債券の運用において優れていると判断した投資信託証券（ファンド）に投資します。

運用にあたっては、ファンドの評価を専門的に行なっている「野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー」が、世界の中から選んだ複数の運用会社の優れていると判断したファンドに分散投資を行ないます。

為替変動リスクをヘッジ（軽減）するAコースと、ヘッジしないBコースがあります。

各ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券は、ファミリーファンド方式 で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド(例えば「ノムラ海外債券ファンドFC」)とし、その資金をマザーファンド(例えば「ノムラ海外債券ファンドマザーファンド」)に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村ファンドラップ外国債券 Aコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	日々	オセアニア		
資産複合 ()	その他 ()	中南米		
資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

（野村ファンドラップ外国債券 Bコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	日々	オセアニア		
資産複合 ()	その他 ()	中南米		
資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成21年1月1日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

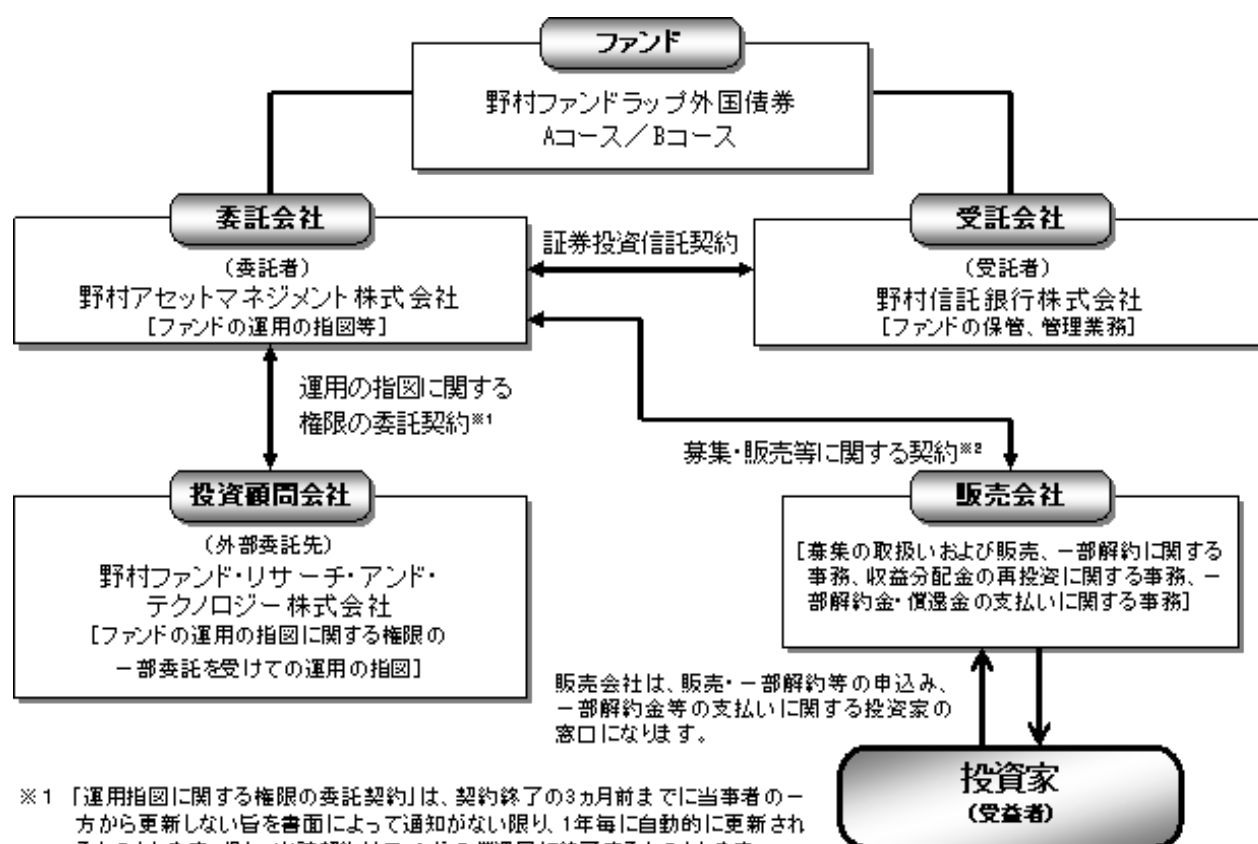
[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの仕組み】

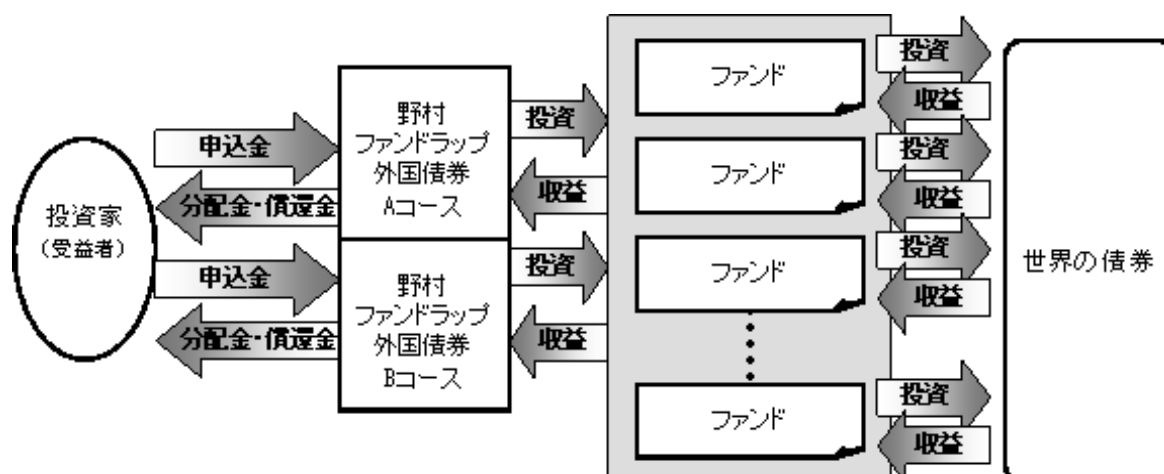


※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

■ ファンド・オブ・ファンズについて ■

各ファンドは複数の投資信託（ファンド）への投資を通じて、実質的に世界の債券に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。



各ファンド・オブ・ファンズが主要投資対象とする各証券投資信託の運用の方針等については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）指定投資信託証券について」をご参照ください。

分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

委託会社の概況

■ 委託会社 ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・ 資本金の額

平成21年2月末現在、17,180百万円

・ 会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日	野村証券投資信託委託株式会社として設立
平成9年(1997年)10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年(2000年)11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年(2003年)6月27日	委員会等設置会社へ移行

・ 大株主の状況(平成21年2月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1] 高水準のインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。

[2] 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(以下「NFR&T」という場合があります。)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&Tが定性評価・定量評価等を勘案し、各種債券の運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

委託する範囲	： 投資信託証券の運用（指定投資信託証券の見直しを含む。）
委託先名称	： 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
委託先所在地	： 東京都千代田区
委託に係る費用	： 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、「Aコース」および「Bコース」の信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)の合計額に、年0.12%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

[3] 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

[4] パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックスをベンチマークとします。

各ファンドは、以下をベンチマークとします。

Aコース	パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース） ¹
Bコース	パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース） ²

1 「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）」の計算にあたっては、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックスを委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算した指数（「円ヘッジベース」といいます。）を用います。

2 「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）」の計算にあたっては、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックスを委託会社が円換算した指数（「円換算ベース」といいます。）を用います。

* 上記の指数（インデックス）については、後述の「（参考）指定投資信託証券について〔ベンチマークについて〕」をご覧ください。

ベンチマークは債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

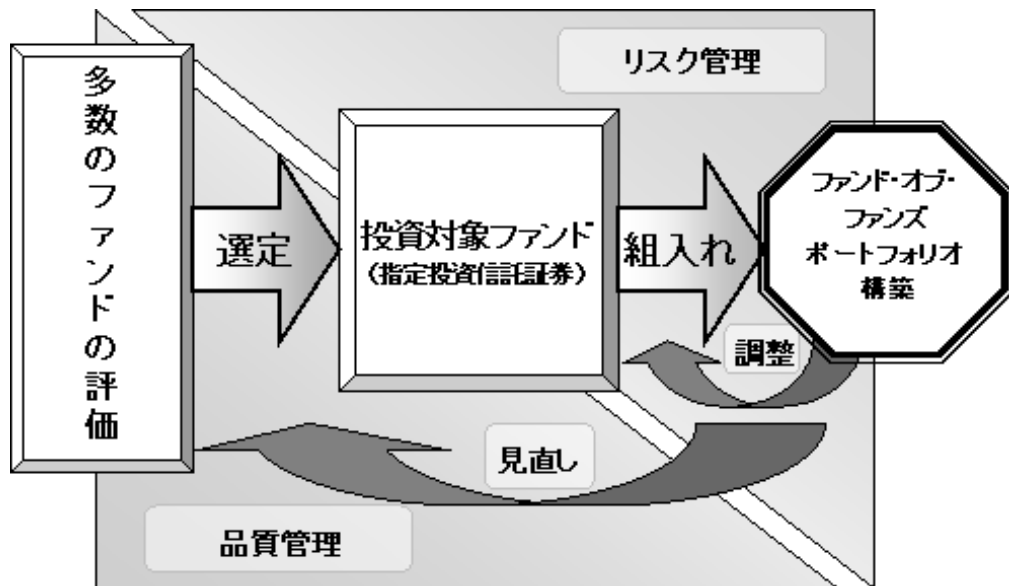
[5] 投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

[6] 投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比

率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質の維持・向上を目指します。

運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

[NFR&Tのファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

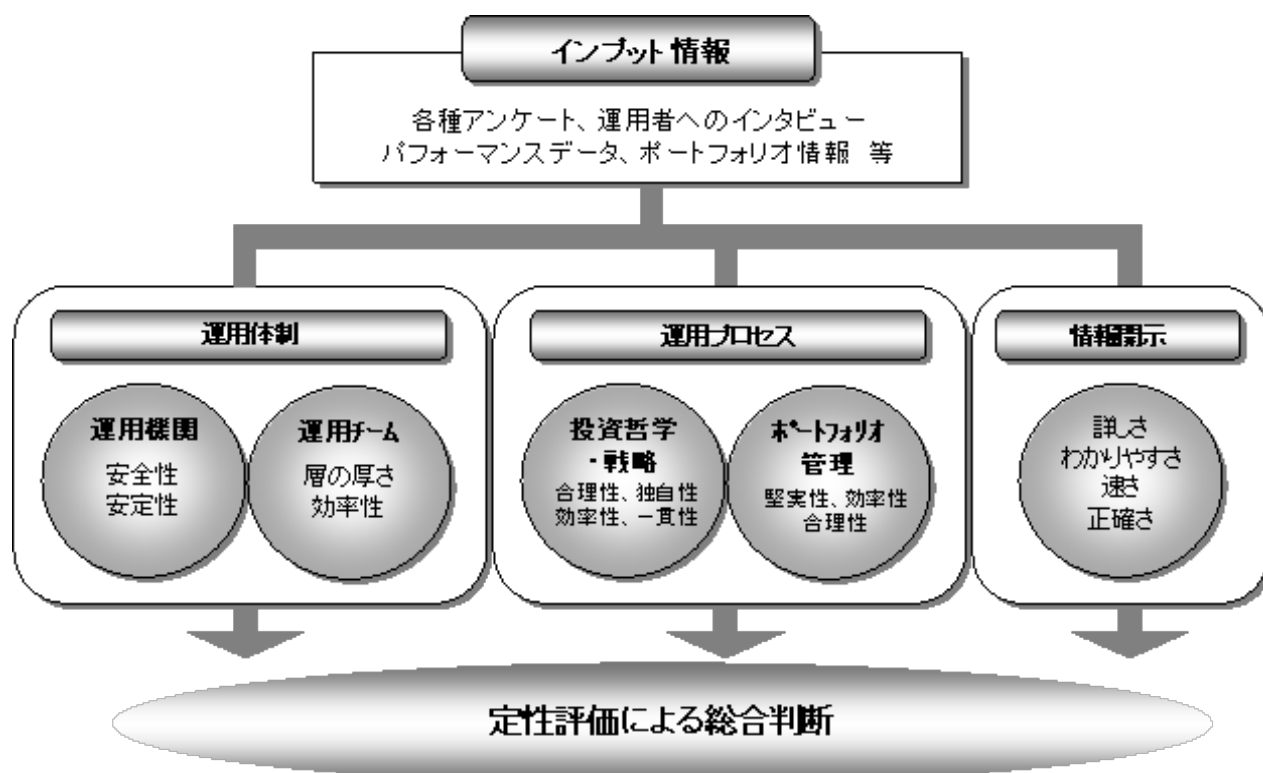
(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

■ 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要 ■

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（NFR&T）は、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ（代替）投資商品評価に携わる、野村グループの投資顧問会社です。

■ NFR&Tのファンドの定性評価 ■

NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか（悪かったか）」ではなく、「なぜ良かったか（悪かったか）」、「（良かった場合）今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ（品質）を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。



上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成21年4月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2)【投資対象】

世界の債券 に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

主として、投資適格格付が付与されているもしくは同等の信用度を有すると判断される国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。

デリバティブの直接利用は行ないません。

各ファンドが投資する投資信託証券は、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

【Aコース】

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。
- 実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

【Bコース】

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

各ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

	Aコースの指定投資信託証券	Bコースの指定投資信託証券
1	ノムラ海外債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	ノムラ海外債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
2	ノムラ - モンドリアン海外債券ファンドFC （適格機関投資家専用）	ノムラ - モンドリアン海外債券ファンドFD （適格機関投資家専用）
3	ノムラ - ブラックロック米国債券オープン FC（適格機関投資家専用）	ノムラ - ブラックロック米国債券オープン FD（適格機関投資家専用）
4	ノムラ - インサイト欧州債券ファンドFC （適格機関投資家専用）	ノムラ - インサイト欧州債券ファンドFD （適格機関投資家専用）
5	野村豪州債券ファンド FC（適格機関投資家専用）	野村豪州債券ファンド FD（適格機関投資家専用）
6	ノムラ - AMP豪州債券ファンド FC（適格機関投資家専用）	ノムラ - AMP豪州債券ファンド FD（適格機関投資家専用）
7	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC （適格機関投資家専用）	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD （適格機関投資家専用）
8	ドイチェ欧州債券ファンド FC（適格機関投資家専用）	ドイチェ欧州債券ファンド FD（適格機関投資家専用）
9	L M・米国債券コア・プラス FC（適格機関投資家専用）	L M・米国債券コア・プラス FD（適格機関投資家専用）
10	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・ アルファ・ファンドFC（適格機関投資家専用）	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・ アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）
11	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・ アルファ・ファンドFC（適格機関投資家専用）	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・ アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）
12	TCW 米国債券ファンド FC（適格機関投資家専用）	TCW 米国債券ファンド FD（適格機関投資家専用）
13	アイエヌジー・欧州債券ファンド FC（適格機関投資家専用）	アイエヌジー・欧州債券ファンド FD（適格機関投資家専用）

14	メロン米国コア・プラス債券ファンド FC（適格機関投資家専用）	メロン米国コア・プラス債券ファンド FD（適格機関投資家専用）
15	アクサIM 欧州債券ファンド FC（適格機関投資家専用）	アクサIM 欧州債券ファンド FD（適格機関投資家専用）
16	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ （ケイマン）- 海外債券ファンド FC ＜外国籍投資信託＞	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ （ケイマン）- 海外債券ファンド FD ＜外国籍投資信託＞

上記は平成21年4月10日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分省略して記載する場合があります。

同一行にある指定投資信託証券(例えば「ノムラ海外債券ファンドFC」と「ノムラ海外債券ファンドFD」)は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものです。これら二つの指定投資信託証券をまとめて、例えば「ノムラ海外債券ファンドFC/FD」と表記する場合があります。

投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

- 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者(委託者から委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行

なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成21年4月10日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。

外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行ないます。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっています。

申込手数料はかかりません。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

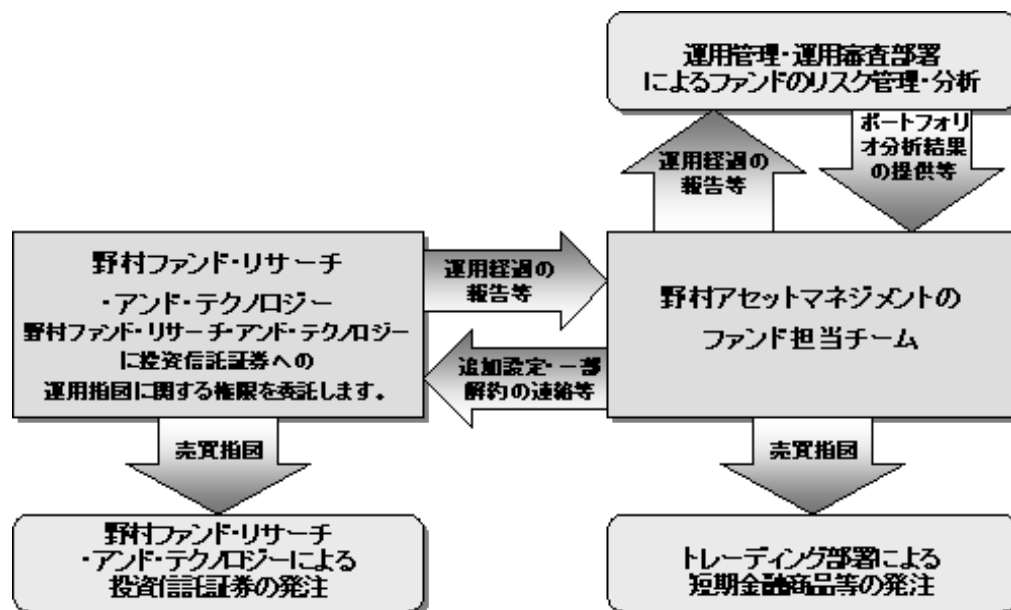
指定投資信託証券の委託会社等の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご参照ください。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

[次へ](#)

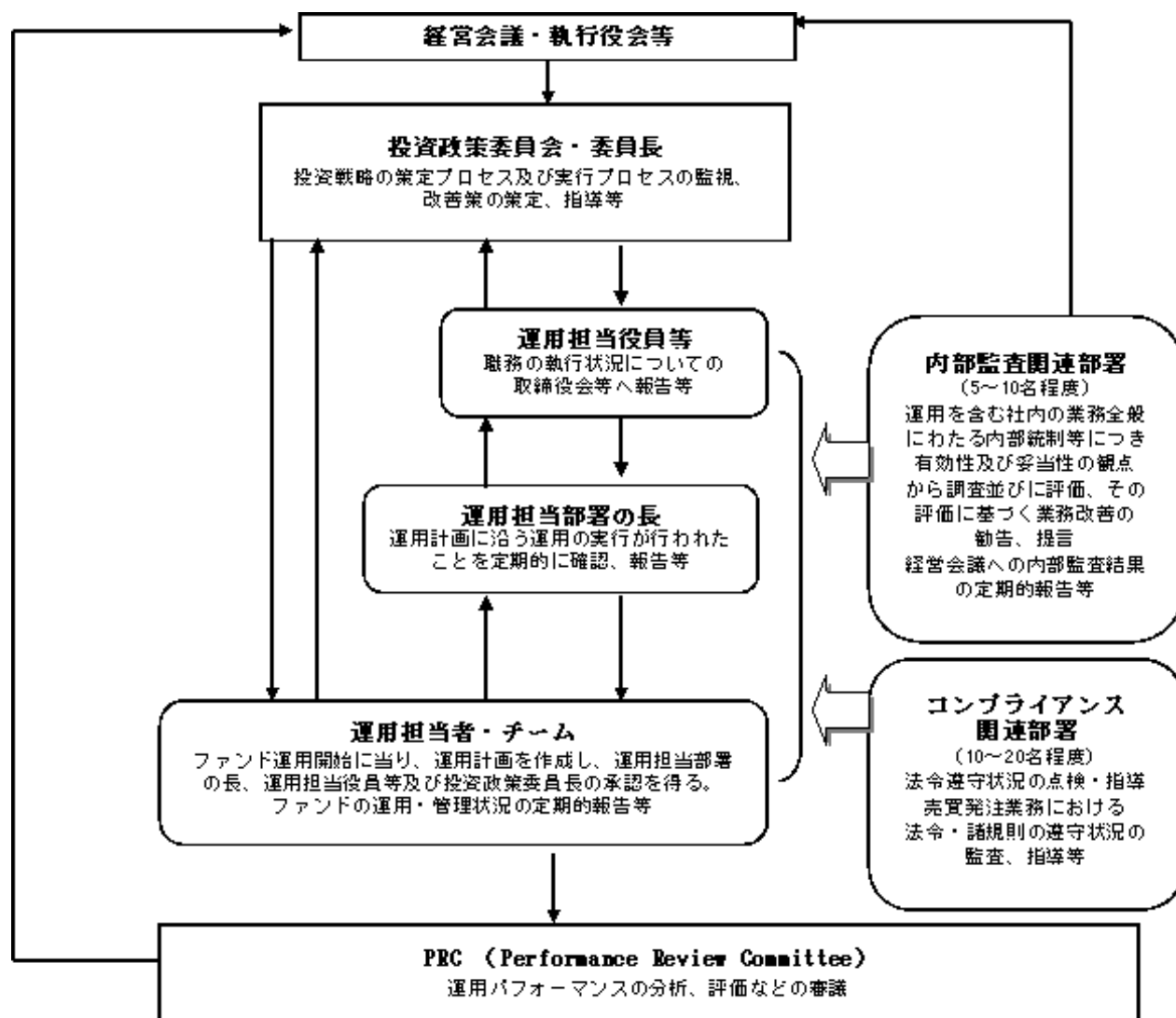
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は平成21年4月10日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎月の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの決算日

原則として毎月20日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

(5)【投資制限】

各ファンドに共通

外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

外貨建資産への直接投資は行ないません。

株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

株式への直接投資は行いません。

デリバティブの使用（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

デリバティブの直接利用は行いません。

投資信託証券への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

公社債の借入れ(約款第23条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第30条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

■ 主な変動要因 ■

[金利変動リスク]

公社債等は、市場金利の変動により価格が変動します。ファンドは、投資信託証券の組入れを高水準（フルインベストメント）とすることを基本とし、各投資信託証券は公社債など値動きのある証券に実質的に高水準（フルインベストメント）の投資を行ないますので、金利変動の影響を受けます。

[信用リスク(クレジットリスク)]

投資対象とする投資信託証券が実質的に組み入れる有価証券等の発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

また、債券の格付が上昇すれば信用度が高くなるため、通常、価格は上昇します。逆に債券の格付が下落すれば信用度が低くなるため、通常、価格は下落します。また、格付が変わらなくても、特定の債券の信用度に関するマーケットの考え方が変わることによっても価格は変動します。

[為替変動リスク]

「Bコース」が投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を大きく受けます。「Aコース」が投資対象とする投資信託証券は、実質的な外貨建資産について為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、または実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定しています。しかし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、一部の通貨においては為替ヘッジの手段がなく、為替ヘッジを行なうことができない場合があります。なお、一部の投資信託証券においては実質的な外貨建資産に対して全て対円で為替ヘッジを行なうわけではなく、実際のポートフォリオの通貨配分と対円での為替ヘッジの通貨配分が異なることがあり、その異なる部分は為替変動の影響を直接的に受けることになります。しかしながら、「Aコース」が投資する投資信託証券の為替変動リスクは、為替ヘッジしない場合と比較すると大幅に小さくなるものと考えられます。なお、為替ヘッジを行なう場合、円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

■ その他の変動要因 ■

[有価証券の貸付等におけるリスク]

投資対象とする投資信託証券が実質的に行なう有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

市場の急変時等には、前記の投資方針に従った運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

ファンドの分配金は、前記の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

「Aコース」は「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）」を、「Bコース」は「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）」を、各々ベンチマークとしますが、ベンチマークは債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用を行なうものがあります。これらの投資信託証券が投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、これらの投資信託証券の基準価額に影響を及ぼす場合があります。この結果、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

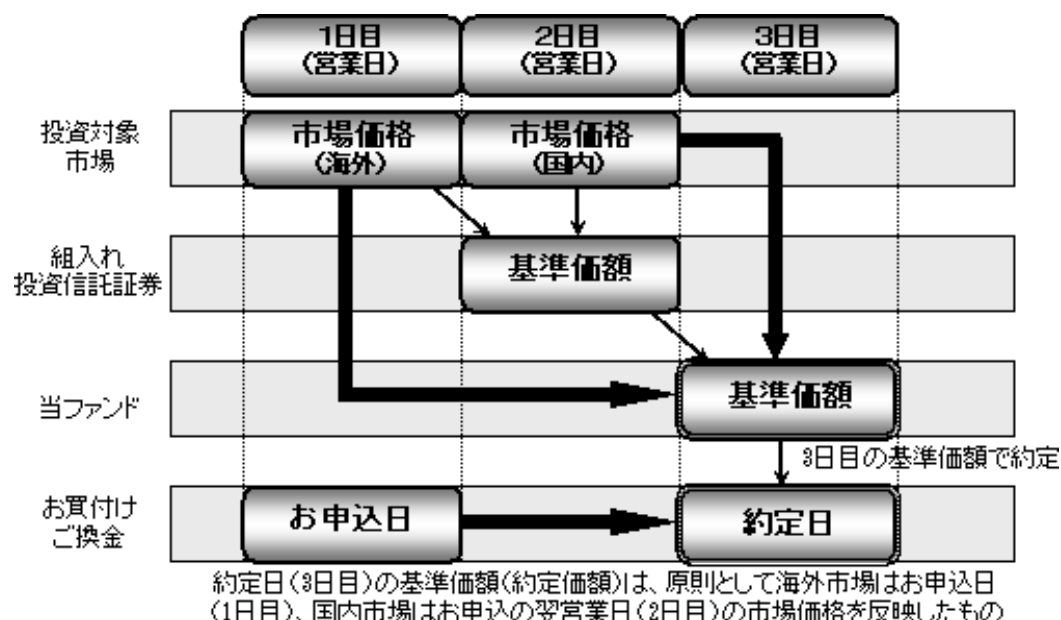
ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託者（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託者の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託者と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社となっております。したがって、一部の外国籍投資信託証券を除くファンドにおいて、委託者（運用の権限委託先を含みます。）が各投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドが投資する投資信託証券の基準価額は、一般的な投資信託と同様に原則として当日のわが国の証券市場の値動きを反映して、毎営業日計算されます（外国の証券等については、通常、時差の関係から前日の終値等取得できる直近の値動きを反映して計算されます。）。

ファンドの基準価額は、原則として組入れ投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、国内資産や外国資産等の値動きは、一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映されることとなりますので、ご注意ください。

例えば、国内債券市場の本日の値動きが組入れ投資信託証券の基準価額に反映されるのは当該日であり、翌営業日にファンドの基準価額に反映されます（外国の有価証券に関する日本と同日付の現地での値動きが組入れ投資信託証券の基準価額に反映されるのは、時差の関係等から当該日の翌営業日となり、翌々営業日にファンドの基準価額に反映されます。）。

なお、買付および換金の申込の場合の約定価額の基準日については、通常の投資信託に用いる約定価額の基準日より1営業日後にずらすことによって、一般的な投資信託と実質的に同様の基準日となるよう調整しております。



ファンドは、投資信託証券への投資を通じて公社債など値動きのある証券に実質的に投資します（また、投資信託証券への投資を通じて外貨建資産に実質的に投資を行なう場合には、この他に為替変動があります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

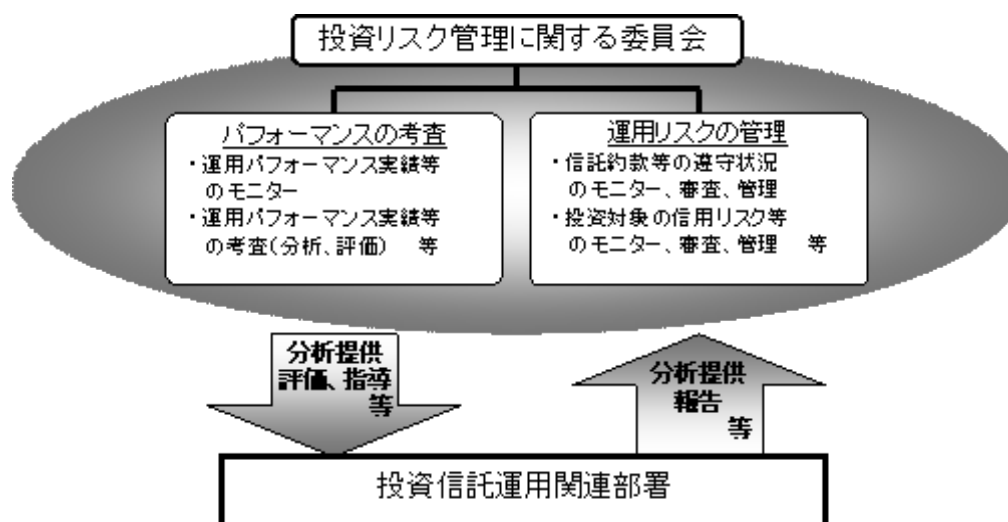
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門、その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は平成21年4月10日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の28.35(税抜年10,000分の27)の率を乗じて得た額とし、その配分については、次の通り(税抜)とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年10,000分の22	年10,000分の3	年10,000分の2

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

また、投資顧問会社(NFR&T)が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から毎年1月および7月における信託報酬支払いのときならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、「Aコース」および「Bコース」の信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)の合計額に、年0.12%の率を乗じて得た額とします。

なお、この他に各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

	指定投資信託証券の名称	信託報酬率（年率）
1	ノムラ海外債券ファンドFC / FD	0.3885%（税抜0.37%）
2	ノムラ - モンドリアン海外債券ファンドFC / FD	0.7875%（税抜0.75%）
3	ノムラ - ブラックロック米国債券オープンFC / FD	0.42%（税抜0.40%）
4	ノムラ - インサイト欧州債券ファンドFC / FD	0.4725%（税抜0.45%）
5	野村豪州債券ファンドFC / FD	0.525%（税抜0.50%）
6	ノムラ - AMP豪州債券ファンドFC / FD	0.5775%（税抜0.55%）
7	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC / FD	0.2625%（税抜0.25%）
8	ドイチェ欧州債券ファンドFC / FD	0.42%（税抜0.40%）
9	LM・米国債券コア・プラスFC / FD	0.4935%（税抜0.47%）
10	ステート・ストリート米国総合債券 カレンシー・アルファ・ファンドFC / FD	0.2625%（税抜0.25%）
11	ステート・ストリート欧州総合債券 カレンシー・アルファ・ファンドFC / FD	0.2625%（税抜0.25%）
12	TCW 米国債券ファンド FC / FD	0.3465%（税抜0.33%）
13	アイエヌジー・欧州債券ファンドFC / FD	0.42%（税抜0.40%）
14	メロン米国コア・プラス債券ファンドFC / FD	0.43575%（税抜0.415%）
15	アクサIM 欧州債券ファンド FC / FD	0.43575%（税抜0.415%）
16	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ （ケイマン） - 海外債券ファンド FC / FD	0.3675% + 成功報酬

上記の信託報酬率は、平成21年4月10日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

国内籍投資信託の場合、上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては上記の他、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。

なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「（参考）指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（成功報酬を除く）を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率（成功報酬を除く）について、NFR&Tが試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
0.70% ± 0.15%程度

ファンドが投資対象とする投資信託には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「（参考）指定投資信託証券について」をご覧ください。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成21年4月10日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

■ 個人、法人別の課税について ■

個人の投資家に対する課税

個人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税を選択した場合、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。なお、普通分配金については総合課税を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は以下の特例措置があります。

[平成21年1月1日から平成22年12月31日まで（2年間の特例措置）]

< 収益分配金に対する課税 >

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して10%（所得税7%、地方税3%）の税率により源泉徴収が行われます。その各々の年分の普通分配金を含む上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円（個々のファンド・銘柄毎に年間の普通分配金・配当金の額が1万円以下の場合は合計額の計算から除外します。）までは10%の税率が適用され、その場合には申告不要の特例があります。上記年分の普通分配金等の金額の合計額が100万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません（確定申告が必要となります。）。なお、この場合には、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。申告分離課税を選択した場合は、100万円を超える部分は20%の税率となります。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その各々の年分の上場株式等の譲渡益の金額の合計額が500万円までは10%の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の率により源泉徴収され申告不要の特例があります。上記年分の譲渡益の金額の合計額が500万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません（確定申告による申告分離課税となります）ので、20%の税率となります。

〔譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について〕

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

法人の投資家に対する課税

平成21年3月31日までの間は、法人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成21年4月1日からは、15%（所得税15%）となります。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

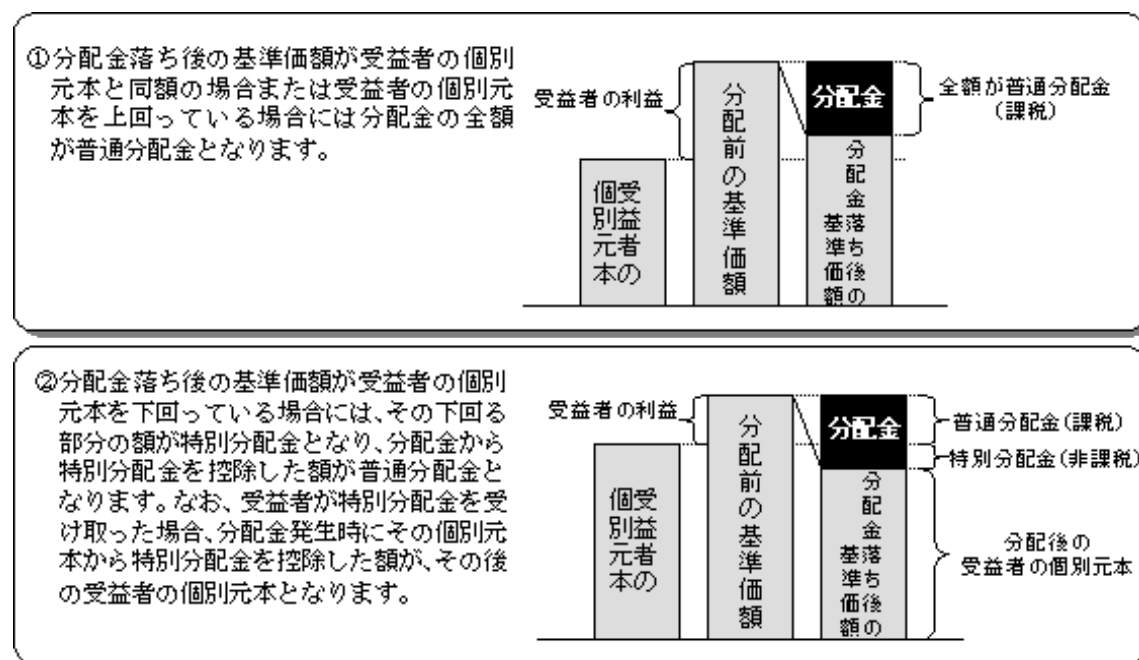
■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（ご参考）

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
換金時 （解約請求制）	信託財産留保額	1万口につき 基準価額に対して0.1%	—

時期	項目	費用	税金	
			平成21年以降 2年間の特例措置による 軽減税率適用の場合	平成21年以降 2年間の特例措置による 軽減税率適用外の部分 及び平成23年1月以降
分配時	所得税および地方税	—	普通分配金 × 10% ¹	普通分配金 × 20% ¹
換金時 （解約請求制）	所得税および地方税	—	換金時の差益（譲渡益） に対して10% ¹	換金時の差益（譲渡益） に対して20% ¹
償還時	所得税および地方税	—	償還時の差益（譲渡益） に対して10% ¹	償還時の差益（譲渡益） に対して20% ¹

¹ 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。また、特例措置の適用範囲（上限金額、期間）とその内容等について詳しくは「課税上の取扱い」をご覧ください。特例措置の適

用範囲を超える場合には確定申告が必要となります。

2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記「(5)課税上の取扱い」の内容は、平成21年2月末現在で確認できた情報をもとに作成しております。なお、今後税法が改正された場合などには、変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成21年2月27日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

「Aコース」

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2,819,065,209	99.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	25,631,626	0.90
合計(純資産総額)		2,844,696,835	100.00

「Bコース」

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	24,854,219,470	99.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	194,743,873	0.77
合計(純資産総額)		25,048,963,343	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

以下に記載する投資信託受益証券の銘柄は「(適格機関投資家専用)」を省略しております。

「Aコース」

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	メロン米国コア・プラス債券ファンドFC	57,126	9,614	549,253,351	9,449	539,783,574	18.97
2	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC	48,855	10,299	503,203,080	10,204	498,516,420	17.52
3	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ブラックロック米国債券オープンFC	50,425	8,904	449,027,061	8,760	441,723,000	15.52
4	日本	投資信託受益証券	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドFC	42,905	10,240	439,384,956	10,212	438,145,860	15.40
5	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC	33,352	10,310	343,890,804	10,313	343,959,176	12.09
6	日本	投資信託受益証券	ドイチェ欧州債券ファンドFC	27,681	8,461	234,208,941	8,356	231,302,436	8.13
7	日本	投資信託受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンドFC	27,637	7,427	205,259,999	7,312	202,081,744	7.10
8	日本	投資信託受益証券	アクサIM 欧州債券ファンドFC	10,984	7,971	87,553,464	7,939	87,201,976	3.06

9	日本	投資信託受益証券	LM・米国債券コア・プラスFC	2,607	6,760	17,623,320	6,527	17,015,889	0.59
10	日本	投資信託受益証券	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC	876	10,288	9,012,288	10,171	8,909,796	0.31
11	日本	投資信託受益証券	ノムラ - AMP豪州債券ファンドFC	686	9,274	6,362,574	9,175	6,294,050	0.22
12	日本	投資信託受益証券	野村豪州債券ファンドFC	441	9,464	4,173,972	9,368	4,131,288	0.14

「Bコース」

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	メロン米国コア・プラス債券ファンドFD	604,763	7,839	4,740,737,157	8,019	4,849,594,497	19.36
2	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD	430,650	10,083	4,342,243,950	10,397	4,477,468,050	17.87
3	日本	投資信託受益証券	ノムラ - ブラックロック米国債券オープンFD	505,023	7,661	3,868,981,203	7,843	3,960,895,389	15.81
4	日本	投資信託受益証券	ノムラ - インサイト欧州債券ファンドFD	495,219	7,353	3,641,345,307	7,703	3,814,671,957	15.22
5	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD	302,026	9,438	2,850,521,388	9,917	2,995,191,842	11.95
6	日本	投資信託受益証券	ドイチェ欧州債券ファンドFD	252,920	7,555	1,910,810,600	7,855	1,986,686,600	7.93
7	日本	投資信託受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンドFD	245,133	6,780	1,662,001,740	7,024	1,721,814,192	6.87
8	日本	投資信託受益証券	アクサIM 欧州債券ファンドFD	96,555	7,239	698,961,645	7,586	732,466,230	2.92
9	日本	投資信託受益証券	LM・米国債券コア・プラスFD	27,446	5,342	146,616,532	5,377	147,577,142	0.58

10	日本	投資信託受益証券	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD	6,933	10,570	73,281,810	11,028	76,457,124	0.30
11	日本	投資信託受益証券	ノムラ - AMP豪州債券ファンドFD	8,322	6,370	53,011,140	6,656	55,391,232	0.22
12	日本	投資信託受益証券	野村豪州債券ファンドFD	5,165	6,672	34,460,880	6,971	36,005,215	0.14

種類別及び業種別投資比率

「Aコース」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	99.09
合計		99.09

「Bコース」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	99.22
合計		99.22

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

「Aコース」

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	2006年10月4日～2007年1月22日	731	731	0.9885	0.9886
第2特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	2,374	2,374	0.9644	0.9645
第3特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	3,896	3,897	0.9829	0.9832
第4特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	3,677	3,683	0.9247	0.9263
第5特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	2,987	2,994	0.9042	0.9064
	2008年2月末日	3,799	—	0.9669	—
	3月末日	3,774	—	0.9579	—
	4月末日	3,767	—	0.9518	—
	5月末日	3,777	—	0.9468	—
	6月末日	3,720	—	0.9316	—
	7月末日	3,658	—	0.9216	—
	8月末日	3,724	—	0.9305	—
	9月末日	3,590	—	0.9062	—
	10月末日	2,981	—	0.8722	—
	11月末日	2,942	—	0.8852	—
	12月末日	2,978	—	0.9034	—
	2009年1月末日	2,943	—	0.8965	—
	2月末日	2,844	—	0.8883	—

特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

「Bコース」

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	2006年10月4日～2007年1月22日	4,132	4,147	1.0404	1.0442
第2特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	21,048	21,130	1.0478	1.0519
第3特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	31,900	32,050	0.9566	0.9611
第4特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	34,709	34,851	0.9302	0.9340
第5特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	24,854	24,956	0.7082	0.7111
	2008年2月末日	32,356	—	0.9512	—
	3月末日	31,061	—	0.8983	—
	4月末日	32,971	—	0.9352	—
	5月末日	33,847	—	0.9328	—
	6月末日	34,851	—	0.9389	—
	7月末日	34,961	—	0.9349	—
	8月末日	35,126	—	0.9311	—
	9月末日	33,033	—	0.8765	—
	10月末日	25,727	—	0.7410	—
	11月末日	25,067	—	0.7179	—
	12月末日	25,310	—	0.7214	—
	2009年1月末日	24,165	—	0.6924	—
	2月末日	25,048	—	0.7301	—

特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

【分配の推移】

「Aコース」

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2006年10月4日～2007年1月22日	0.0001 円
第2特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	0.0006 円
第3特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	0.0016 円
第4特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	0.0077 円
第5特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	0.0095 円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

「Bコース」

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2006年10月4日～2007年1月22日	0.0038 円
第2特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	0.0242 円
第3特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	0.0259 円
第4特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	0.0226 円
第5特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	0.0210 円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

「Aコース」

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2006年10月4日～2007年1月22日	1.1 %
第2特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	2.4 %
第3特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	2.1 %
第4特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	5.1 %
第5特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	1.2 %

「Bコース」

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2006年10月4日～2007年1月22日	4.4 %
第2特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	3.0 %
第3特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	6.2 %
第4特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	0.4 %
第5特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	21.6 %

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年10月4日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時(平日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、取得の申込みができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(平日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1円以上1円単位とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

ありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな

記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものが当日のお申込み分となります。ただし、1日1件5億円を超える解約請求のお申込みについては、上記時間を午前11時(半日営業日の場合は午前9時30分)までとします。

また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、受益権の一部解約の実行の請求の受付けを行いません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

手取り額は、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、()信託財産留保額(1万口につき基準価額の0.1%)、および()所得税および地方税を差し引いた金額となります。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(1万口につき基準価額に0.1%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額および解約価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解

約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします(平成18年10月4日設定)。

（4）【計算期間】

原則として、毎月21日から翌月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、下記「（5）その他 (a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により、各ファンドにつき受益権の口数が50億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

- （ ）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）上記（ ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ ）上記（ ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記（a）の信託契約の解約をしません。
- （ ）委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）上記（ ）から（ ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- （ ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- （ ）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（e）信託約款の変更（ ）」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- （ ）受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（c）運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

（d）有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し、3ヶ月

以内に関東財務局長に提出します。

(e)信託約款の変更

- () 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- () 委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- () 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(f)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(e)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(h)関係法人との契約の更新に関する手續

- () 委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- () 委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

■ 換金(解約)の単位 ■

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

■ 換金(解約)代金の支払い開始日 ■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

第4 【ファンドの経理状況】

野村ファンドラップ外国債券 Aコース

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前期(平成20年1月22日から平成20年7月22日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成されており、当期(平成20年7月23日から平成21年1月20日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、前期(平成20年1月22日から平成20年7月22日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成20年7月23日から平成21年1月20日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成20年1月22日から平成20年7月22日まで)および当期(平成20年7月23日から平成21年1月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村ファンドラップ外国債券 Aコース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成20年 7月22日現在	当期 平成21年 1月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	44,021,385	36,064,882
投資信託受益証券	3,652,465,686	2,957,691,306
未収入金	13,878,411	27,805,414
未収利息	642	134
流動資産合計	3,710,366,124	3,021,561,736
資産合計	3,710,366,124	3,021,561,736
負債の部		
流動負債		
未払金	13,952,116	15,443,343
未払収益分配金	6,362,568	7,267,766
未払解約金	11,773,715	11,113,172
未払受託者報酬	68,376	49,680
未払委託者報酬	854,681	620,997
その他未払費用	6,827	4,960
流動負債合計	33,018,283	34,499,918
負債合計	33,018,283	34,499,918
純資産の部		
元本等		
元本	3,976,605,580	3,303,530,034
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	299,257,739	316,468,216
（分配準備積立金）	66,900,109	62,186,446
元本等合計	3,677,347,841	2,987,061,818
純資産合計	3,677,347,841	2,987,061,818
負債純資産合計	3,710,366,124	3,021,561,736

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成20年 1月22日 至平成20年 7月22日	当期 自平成20年 7月23日 至平成21年 1月20日
営業収益		
受取配当金	56,243,786	53,139,095
受取利息	130,191	92,129
有価証券売買等損益	251,586,496	112,803,683
営業収益合計	195,212,519	59,572,459
営業費用		
受託者報酬	398,311	346,904
委託者報酬	4,978,790	4,336,292
その他費用	39,768	34,632
営業費用合計	5,416,869	4,717,828
営業利益	200,629,388	64,290,287
経常利益	200,629,388	64,290,287
当期純利益	200,629,388	64,290,287
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,182,160	4,461,361
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	67,912,875	299,257,739
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,881,015	118,309,016
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,881,015	118,309,016
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,256,367	41,575,789
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,256,367	41,575,789
分配金	30,522,284	34,114,778
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	299,257,739	316,468,216

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は前期末及び当期末が休日のため、平成20年1月22日から平成20年7月22日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は前期末が休日のため、平成20年7月23日から平成21年1月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成20年7月22日現在	当期 平成21年1月20日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 3,976,605,580 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 3,303,530,034 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 299,257,739 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 316,468,216 円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.9247 円 (10,000口当たり純資産額 9,247 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.9042 円 (10,000口当たり純資産額 9,042 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 22,149,900 円	1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 19,572,753 円
2 分配金の計算過程 平成20年1月22日から平成20年2月20日まで 当該期末における分配対象金額133,799,921円 (10,000口当たり341円)のうち、1,960,478円(10,000口当たり5円)を分配金額としております。	2 分配金の計算過程 平成20年7月23日から平成20年8月20日まで 当該期末における分配対象金額160,517,571円 (10,000口当たり399円)のうち、6,031,622円(10,000口当たり15円)を分配金額としております。
項目	項目
費用控除後の配当等収益額 A 7,738,352 円	費用控除後の配当等収益額 A 9,802,893 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B — 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B — 円
収益調整金額 C 74,260,899 円	収益調整金額 C 85,196,596 円
分配準備積立金額 D 51,800,670 円	分配準備積立金額 D 65,518,082 円
当ファンドの分配対象収益額 $E = A + B + C + D$ 133,799,921 円	当ファンドの分配対象収益額 $E = A + B + C + D$ 160,517,571 円
当ファンドの期末残存口数 F 3,920,956,151 口	当ファンドの期末残存口数 F 4,021,081,493 口
10,000口当たり収益分配対象額 $G = E / F \times 10,000$ 341 円	10,000口当たり収益分配対象額 $G = E / F \times 10,000$ 399 円
10,000口当たり分配金額 H 5 円	10,000口当たり分配金額 H 15 円
収益分配金金額 $I = F \times H / 10,000$ 1,960,478 円	収益分配金金額 $I = F \times H / 10,000$ 6,031,622 円
平成20年2月21日から平成20年3月21日まで	平成20年8月21日から平成20年9月22日まで

当該期末における分配対象金額140,569,708円 (10,000口当たり356円)のうち、5,126,736円(10,000口当たり13円)を分配金額としております。			当該期末における分配対象金額162,703,205円 (10,000口当たり408円)のうち、5,572,062円(10,000口当たり14円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,851,407 円	費用控除後の配当等収益額	A	9,648,996 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	76,177,131 円	収益調整金額	C	85,820,029 円
分配準備積立金額	D	56,541,170 円	分配準備積立金額	D	67,234,180 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A+B+C+D$	140,569,708 円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A+B+C+D$	162,703,205 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,943,643,207 口	当ファンドの期末残存口数	F	3,980,044,889 口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	356 円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	408 円
10,000口当たり分配金額	H	13 円	10,000口当たり分配金額	H	14 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,126,736 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,572,062 円
平成20年3月22日から平成20年4月21日まで 当該期末における分配対象金額144,237,768円 (10,000口当たり365円)のうち、5,520,716円(10,000口当たり14円)を分配金額としております。			平成20年9月23日から平成20年10月20日まで 当該期末における分配対象金額158,706,344円 (10,000口当たり422円)のうち、5,635,179円(10,000口当たり15円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,720,731 円	費用控除後の配当等収益額	A	10,165,441 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	77,215,506 円	収益調整金額	C	82,168,952 円
分配準備積立金額	D	58,301,531 円	分配準備積立金額	D	66,371,951 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A+B+C+D$	144,237,768 円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A+B+C+D$	158,706,344 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,943,368,864 口	当ファンドの期末残存口数	F	3,756,786,388 口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	365 円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	422 円
10,000口当たり分配金額	H	14 円	10,000口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,520,716 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,635,179 円
平成20年4月22日から平成20年5月20日まで 当該期末における分配対象金額148,415,021円 (10,000口当たり374円)のうち、5,951,278円(10,000口当たり15円)を分配金額としております。			平成20年10月21日から平成20年11月20日まで 当該期末における分配対象金額145,492,434円 (10,000口当たり429円)のうち、2,706,872円(10,000口当たり8円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,775,224 円	費用控除後の配当等収益額	A	7,288,417 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	78,769,783 円	収益調整金額	C	75,395,051 円
分配準備積立金額	D	60,870,014 円	分配準備積立金額	D	62,808,966 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A+B+C+D$	148,415,021 円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A+B+C+D$	145,492,434 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,967,518,708 口	当ファンドの期末残存口数	F	3,383,590,002 口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	374 円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	429 円
10,000口当たり分配金額	H	15 円	10,000口当たり分配金額	H	8 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,951,278 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	2,706,872 円
平成20年5月21日から平成20年6月20日まで 当該期末における分配対象金額153,272,590円 (10,000口当たり383円)のうち、5,600,508円 (10,000口当たり14円)を分配金額としております。			平成20年11月21日から平成20年12月22日まで 当該期末における分配対象金額144,507,042円 (10,000口当たり439円)のうち、6,901,277円 (10,000口当たり21円)を分配金額としております。		

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,460,962	費用控除後の配当等収益額	A	5,712,329
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	81,447,386	収益調整金額	C	74,256,438
分配準備積立金額	D	62,364,242	分配準備積立金額	D	64,538,275
当ファンドの分配対象収益額	$E = A+B+C+D$	153,272,590	当ファンドの分配対象収益額	$E = A+B+C+D$	144,507,042
当ファンドの期末残存口数	F	4,000,363,196	当ファンドの期末残存口数	F	3,286,322,537
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	383	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	439
10,000口当たり分配金額	H	14	10,000口当たり分配金額	H	21
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,600,508	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	6,901,277
平成20年6月21日から平成20年7月22日まで 当該期末における分配対象金額155,270,081円 (10,000口当たり390円)のうち、6,362,568円(10,000口当たり16円)を分配金額としております。			平成20年12月23日から平成21年1月20日まで 当該期末における分配対象金額145,097,677円 (10,000口当たり439円)のうち、7,267,766円(10,000口当たり22円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,390,170	費用控除後の配当等収益額	A	6,699,052
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	82,007,404	収益調整金額	C	75,643,465
分配準備積立金額	D	64,872,507	分配準備積立金額	D	62,755,160
当ファンドの分配対象収益額	$E = A+B+C+D$	155,270,081	当ファンドの分配対象収益額	$E = A+B+C+D$	145,097,677
当ファンドの期末残存口数	F	3,976,605,580	当ファンドの期末残存口数	F	3,303,530,034
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	390	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	439
10,000口当たり分配金額	H	16	10,000口当たり分配金額	H	22
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	6,362,568	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	7,267,766

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
期首元本額 3,964,400,712 円	期首元本額 3,976,605,580 円
期中追加設定元本額 549,489,364 円	期中追加設定元本額 458,776,726 円
期中一部解約元本額 537,284,496 円	期中一部解約元本額 1,131,852,272 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

元資信の付属証券の貸借対照表計上額等				
	前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日		当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日	
種類	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	3,652,465,686	32,228,461	2,957,691,306	11,853,965
合計	3,652,465,686	32,228,461	2,957,691,306	11,853,965

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日)

該当事項はございません。

当期(自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成21年1月20日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年1月20日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ノムラ・ブラックロック米国債券オープンFC (適格機関投資家専用)		509,211,941	
	野村豪州債券ファンドFC(適格機関投資家専用)		6,850,080	
	ドイチェ欧州債券ファンドFC(適格機関投資家専用)		250,196,052	
	アイエヌジー・欧州債券ファンドFC(適格機関投資家専用)		217,661,010	
	アクサIM 欧州債券ファンドFC(適格機関投資家専用)		97,804,395	
	LM・米国債券コア・プラスFC(適格機関投資家専用)		18,238,572	
	ノムラ・AMP豪州債券ファンドFC(適格機関投資家専用)		6,547,335	
	メロン米国コア・プラス債券ファンドFC(適格機関投資家専用)		584,074,022	
	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドFC(適格機関投資家専用)		444,897,180	
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC (適格機関投資家専用)		297,673,560	
	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC (適格機関投資家専用)		516,863,543	
	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC(適格機関投資家専用)		7,673,616	
投資信託受益証券計	銘柄数：12		2,957,691,306	
	組入時価比率：99.0%		100%	
合計			2,957,691,306	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

野村ファンドラップ外国債券 Bコース

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前期(平成20年1月22日から平成20年7月22日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成されており、当期(平成20年7月23日から平成21年1月20日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、前期(平成20年1月22日から平成20年7月22日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成20年7月23日から平成21年1月20日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成20年1月22日から平成20年7月22日まで)および当期(平成20年7月23日から平成21年1月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【野村ファンドラップ外国債券 Bコース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成20年 7月22日現在	当期 平成21年 1月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	515,352,922	348,740,402
投資信託受益証券	34,405,438,863	24,602,800,942
未収入金	109,507,714	233,216,914
未収利息	7,525	1,296
流動資産合計	35,030,307,024	25,184,759,554
資産合計	35,030,307,024	25,184,759,554
負債の部		
流動負債		
未払金	109,673,372	123,206,851
未払収益分配金	141,795,377	101,775,658
未払解約金	60,865,072	99,652,549
未払受託者報酬	640,914	418,807
未払委託者報酬	8,011,444	5,235,063
その他未払費用	64,082	41,871
流動負債合計	321,050,261	330,330,799
負債合計	321,050,261	330,330,799
純資産の部		
元本等		
元本	37,314,573,110	35,095,054,627
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,605,316,347	10,240,625,872
（分配準備積立金）	30,763,799	3,129,180
元本等合計	34,709,256,763	24,854,428,755
純資産合計	34,709,256,763	24,854,428,755
負債純資産合計	35,030,307,024	25,184,759,554

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成20年 1月22日 至平成20年 7月22日	当期 自平成20年 7月23日 至平成21年 1月20日
営業収益		
受取配当金	729,246,326	702,517,488
受取利息	1,318,718	889,589
有価証券売買等損益	771,005,108	8,180,327,304
営業収益合計	40,440,064	7,476,920,227
営業費用		
受託者報酬	3,465,851	3,075,016
委託者報酬	43,323,030	38,437,636
その他費用	346,524	307,437
営業費用合計	47,135,405	41,820,089
営業利益	87,575,469	7,518,740,316
経常利益	87,575,469	7,518,740,316
当期純利益	87,575,469	7,518,740,316
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	4,722,511	287,189,555
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,445,994,643	2,605,316,347
剰余金増加額又は欠損金減少額	141,486,829	1,375,047,252
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	141,486,829	1,375,047,252
剰余金減少額又は欠損金増加額	414,962,266	1,016,713,821
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	414,962,266	1,016,713,821
分配金	802,993,309	762,092,195
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,605,316,347	10,240,625,872

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は前期末及び当期末が休日のため、平成20年1月22日から平成20年7月22日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は前期末が休日のため、平成20年7月23日から平成21年1月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成20年7月22日現在	当期 平成21年1月20日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 37,314,573,110 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 35,095,054,627 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,605,316,347 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 10,240,625,872 円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.9302 円 (10,000口当たり純資産額 9,302 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.7082 円 (10,000口当たり純資産額 7,082 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 22,149,900 円	1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 19,572,753 円
2 分配金の計算過程 平成20年1月22日から平成20年2月20日まで 当該期末における分配対象金額1,477,774,437円 (10,000口当たり438円)のうち、131,480,866円 (10,000口当たり39円)を分配金額としております。	2 分配金の計算過程 平成20年7月23日から平成20年8月20日まで 当該期末における分配対象金額1,558,648,956円 (10,000口当たり413円)のうち、143,376,239円 (10,000口当たり38円)を分配金額としております。
項目	項目
費用控除後の配当等収益額 A 118,628,989 円	費用控除後の配当等収益額 A 140,078,466 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B — 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B — 円
収益調整金額 C 1,281,602,832 円	収益調整金額 C 1,388,099,069 円
分配準備積立金額 D 77,542,616 円	分配準備積立金額 D 30,471,421 円
当ファンドの分配対象収益額 $E = A + B + C + D$ 1,477,774,437 円	当ファンドの分配対象収益額 $E = A + B + C + D$ 1,558,648,956 円
当ファンドの期末残存口数 F 33,713,042,704 口	当ファンドの期末残存口数 F 37,730,589,283 口
10,000口当たり収益分配対象額 $G = E / F \times 10,000$ 438 円	10,000口当たり収益分配対象額 $G = E / F \times 10,000$ 413 円
10,000口当たり分配金額 H 39 円	10,000口当たり分配金額 H 38 円
収益分配金金額 $I = F \times H / 10,000$ 131,480,866 円	収益分配金金額 $I = F \times H / 10,000$ 143,376,239 円
平成20年2月21日から平成20年3月21日まで	平成20年8月21日から平成20年9月22日まで

当該期末における分配対象金額1,480,716,253円 (10,000口当たり432円)のうち、130,040,494円 (10,000口当たり38円)を分配金額としております。			当該期末における分配対象金額1,552,611,099円 (10,000口当たり411円)のうち、143,466,049円 (10,000口当たり38円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	113,001,773 円	費用控除後の配当等収益額	A	135,476,947 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	1,303,489,849 円	収益調整金額	C	1,360,512,391 円
分配準備積立金額	D	64,224,631 円	分配準備積立金額	D	56,621,761 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	1,480,716,253 円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	1,552,611,099 円
当ファンドの期末残存口数	F	34,221,182,870 口	当ファンドの期末残存口数	F	37,754,223,440 口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	432 円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	411 円
10,000口当たり分配金額	H	38 円	10,000口当たり分配金額	H	38 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	130,040,494 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	143,466,049 円
平成20年3月22日から平成20年4月21日まで 当該期末における分配対象金額1,498,027,230円 (10,000口当たり427円)のうち、129,602,841円 (10,000口当たり37円)を分配金額としております。			平成20年9月23日から平成20年10月20日まで 当該期末における分配対象金額1,499,908,390円 (10,000口当たり411円)のうち、138,619,289円 (10,000口当たり38円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	114,886,157 円	費用控除後の配当等収益額	A	137,393,604 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	1,336,289,302 円	収益調整金額	C	1,316,183,274 円
分配準備積立金額	D	46,851,771 円	分配準備積立金額	D	46,331,512 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	1,498,027,230 円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	1,499,908,390 円
当ファンドの期末残存口数	F	35,027,795,007 口	当ファンドの期末残存口数	F	36,478,760,511 口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	427 円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	411 円
10,000口当たり分配金額	H	37 円	10,000口当たり分配金額	H	38 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	129,602,841 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	138,619,289 円
平成20年4月22日から平成20年5月20日まで 当該期末における分配対象金額1,519,564,792円 (10,000口当たり422円)のうち、133,206,783円 (10,000口当たり37円)を分配金額としております。			平成20年10月21日から平成20年11月20日まで 当該期末における分配対象金額1,408,458,443円 (10,000口当たり401円)のうち、122,877,389円 (10,000口当たり35円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	111,840,264 円	費用控除後の配当等収益額	A	96,276,731 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	1,375,748,221 円	収益調整金額	C	1,269,138,086 円
分配準備積立金額	D	31,976,307 円	分配準備積立金額	D	43,043,626 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	1,519,564,792 円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	1,408,458,443 円
当ファンドの期末残存口数	F	36,001,833,453 口	当ファンドの期末残存口数	F	35,107,825,605 口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	422 円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	401 円
10,000口当たり分配金額	H	37 円	10,000口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	133,206,783 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	122,877,389 円
平成20年5月21日から平成20年6月20日まで 当該期末における分配対象金額1,550,717,071円 (10,000口当たり419円)のうち、136,866,948円 (10,000口当たり37円)を分配金額としております。			平成20年11月21日から平成20年12月22日まで 当該期末における分配対象金額1,359,354,992円 (10,000口当たり388円)のうち、111,977,571円 (10,000口当たり32円)を分配金額としております。		

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	125,549,632 円	費用控除後の配当等収益額	A	77,317,301 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	1,414,530,784 円	収益調整金額	C	1,265,893,577 円
分配準備積立金額	D	10,636,655 円	分配準備積立金額	D	16,144,114 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	1,550,717,071 円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	1,359,354,992 円
当ファンドの期末残存口数	F	36,991,067,145 口	当ファンドの期末残存口数	F	34,992,991,230 口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	419 円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	388 円
10,000口当たり分配金額	H	37 円	10,000口当たり分配金額	H	32 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	136,866,948 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	111,977,571 円
平成20年6月21日から平成20年7月22日まで 当該期末における分配対象金額1,544,373,643円 (10,000口当たり413円)のうち、141,795,377円 (10,000口当たり38円)を分配金額としております。			平成20年12月23日から平成21年1月20日まで 当該期末における分配対象金額1,326,392,396円 (10,000口当たり377円)のうち、101,775,658円 (10,000口当たり29円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	117,605,954 円	費用控除後の配当等収益額	A	74,521,937 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	1,401,666,125 円	収益調整金額	C	1,235,525,580 円
分配準備積立金額	D	25,101,564 円	分配準備積立金額	D	16,344,879 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	1,544,373,643 円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	1,326,392,396 円
当ファンドの期末残存口数	F	37,314,573,110 口	当ファンドの期末残存口数	F	35,095,054,627 口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	413 円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	377 円
10,000口当たり分配金額	H	38 円	10,000口当たり分配金額	H	29 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	141,795,377 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	101,775,658 円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
期首元本額 33,346,812,996 円	期首元本額 37,314,573,110 円
期中追加設定元本額 6,341,735,932 円	期中追加設定元本額 5,291,115,595 円
期中一部解約元本額 2,373,975,818 円	期中一部解約元本額 7,510,634,078 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
種類	貸借対照表計上額(円)	貸借対照表計上額(円)
投資信託受益証券	34,405,438,863	24,602,800,942
合計	34,405,438,863	24,602,800,942
	損益に含まれた 評価差額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
	364,050,772	265,238,187
	364,050,772	265,238,187

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日)

該当事項はございません。

当期(自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成21年1月20日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年1月20日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ノムラ - ブラックロック米国債券オープンFD（適格機関投資家専用）		4,286,534,916	
	野村豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		58,468,540	
	ドイチェ欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		2,063,906,889	
	アイエヌジー・欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		1,799,539,875	
	アクサIM 欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		813,823,500	
	LM・米国債券コア・プラスFD（適格機関投資家専用）		147,357,574	
	ノムラ - AMP豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		56,233,320	
	メロン米国コア・プラス債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		4,890,203,735	
	ノムラ - インサイト欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		3,682,404,072	
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD (適格機関投資家専用)		2,422,749,494	
	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD (適格機関投資家専用)		4,328,016,000	
	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）		53,563,027	
投資信託受益証券計	銘柄数：12		24,602,800,942	
	組入時価比率：99.0%		100%	
合計			24,602,800,942	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年2月27日現在

「Aコース」

資産総額	2,912,866,440	円
負債総額	68,169,605	円
純資産総額(-)	2,844,696,835	円
発行済口数	3,202,421,028	口
1口当たり純資産額(/)	0.8883	円

「Bコース」

資産総額	25,143,560,599	円
負債総額	94,597,256	円
純資産総額(-)	25,048,963,343	円
発行済口数	34,308,066,371	口
1口当たり純資産額(/)	0.7301	円

第5【設定及び解約の実績】

「Aコース」

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2006年10月4日～2007年1月22日	740,658,952	610,631	740,048,321
第2特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	1,797,103,228	75,120,880	2,462,030,669
第3特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	1,814,852,563	312,482,520	3,964,400,712
第4特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	549,489,364	537,284,496	3,976,605,580
第5特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	458,776,726	1,131,852,272	3,303,530,034

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

「Bコース」

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2006年10月4日～2007年1月22日	3,975,081,036	3,254,842	3,971,826,194
第2特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	16,331,496,379	215,659,294	20,087,663,279
第3特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	14,905,503,525	1,646,353,808	33,346,812,996
第4特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	6,341,735,932	2,373,975,818	37,314,573,110
第5特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	5,291,115,595	7,510,634,078	35,095,054,627

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成21年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

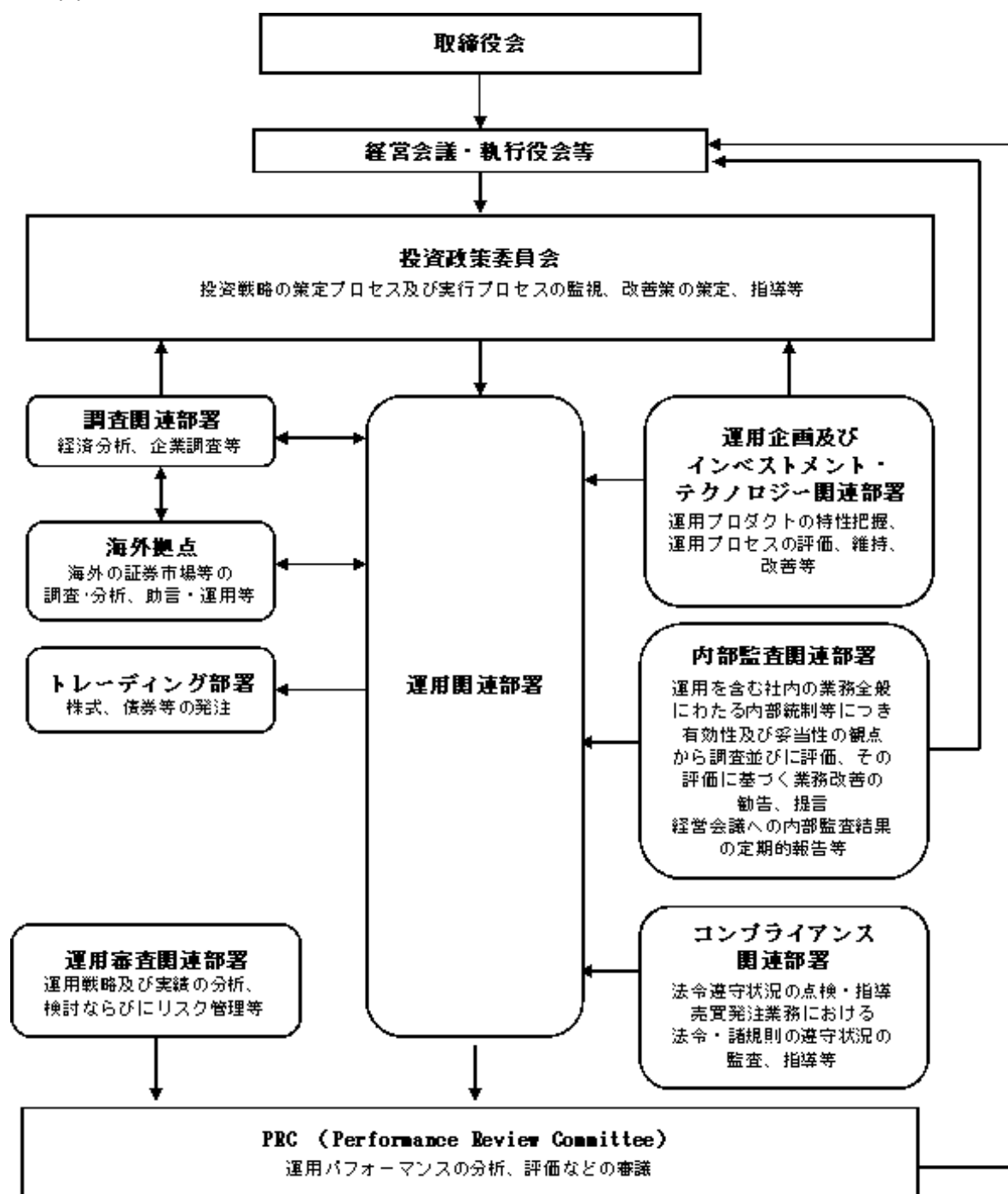
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成21年2月27日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	539	7,656,696
単位型株式投資信託	21	169,776
追加型公社債投資信託	20	4,842,660
単位型公社債投資信託	0	0
合計	580	12,669,133

3 【委託会社等の経理状況】

1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、前事業年度については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)ならびに同規則第2条の規定に基づいて改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年11月17日総理府令第129号)により、当事業年度については、財務諸表等規則ならびに同規則第2条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により、作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前事業年度及び当事業年度については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、委託会社の中間財務諸表は、同内閣府令附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 . 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3 . 委託会社の前事業年度の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当事業年度の財務諸表ならびに中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成19年 3 月31日)		当事業年度 (平成20年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金		0		-	
預金		23,241		-	
現金・預金		-		2,855	
金銭の信託		2,105		32,058	
有価証券		-		6,300	
関係会社短期貸付金		14,000		-	
短期貸付金		-		1,526	
支払委託金		73		-	
収益分配金		73		-	
前払金		30		45	
前払費用		16		9	
未収入金		356		81	
未収委託者報酬		14,048		13,910	
未収収益		2,261		2,030	
繰延税金資産		1,352		1,137	
その他		748		1,072	
貸倒引当金		15		7	
流動資産計		58,221	45.6	61,020	52.0
固定資産					
有形固定資産		1,743		1,972	
建物	2	638		800	
器具備品	2	1,104		1,171	
無形固定資産		7,642		8,857	
ソフトウェア		7,637		8,852	
電話加入権		2		2	
その他		2		2	
投資その他の資産		60,050		45,424	
投資有価証券		44,125		27,606	
関係会社株式	3	15,405		15,739	
従業員長期貸付金		231		194	
長期差入保証金		30		34	
長期前払費用		9		17	
繰延税金資産		-		1,567	
その他		247		264	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計		69,436	54.4	56,253	48.0
資産合計		127,657	100.0	117,274	100.0

		前事業年度 (平成19年 3 月31日)		当事業年度 (平成20年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		74		148	

未払金	1		14,332			12,848	
未払収益分配金		85			5		
未払償還金		261			105		
未払手数料		6,040			6,115		
その他未払金		7,944			6,622		
未払費用	1		8,486			8,363	
未払法人税等	4		2,640			1,591	
前受収益			9			8	
賞与引当金			1,650			1,730	
その他			86			102	
流動負債計			27,279	21.4		24,794	21.2
固定負債							
退職給付引当金			5,034			5,359	
時効後支払損引当金			-			467	
繰延税金負債			2,434			-	
その他			59			64	
固定負債計			7,528	5.9		5,890	5.0
負債合計			34,808	27.3		30,685	26.2
(純資産の部)							
株主資本			82,451	64.6		81,714	69.7
資本金			17,180			17,180	
資本剰余金			11,729			11,729	
資本準備金		11,729			11,729		
利益剰余金			53,541			52,804	
利益準備金		685			685		
その他利益剰余金		52,856			52,119		
別途積立金		35,606			35,606		
繰越利益剰余金		17,249			16,512		
評価・換算差額等			10,397	8.1		4,874	4.1
その他有価証券評価差額金			11,008			5,124	
繰延ヘッジ損益			610			250	
純資産合計			92,849	72.7		86,589	73.8
負債・純資産合計			127,657	100.0		117,274	100.0

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		82,515		124,893	
投資顧問収入		11,959		-	
運用受託報酬		-		10,506	
その他営業収益		7		8	
営業収益計		94,482	100.0	135,408	100.0
営業費用					
支払手数料		37,426		57,704	
広告宣伝費		2,150		2,439	
公告費		39		27	
受益証券発行費		90		27	
調査費		19,783		32,108	

調査費		1,198			1,576		
委託調査費		18,585			30,532		
委託計算費			882			681	
営業雑経費			2,383			2,950	
通信費		141			175		
印刷費		963			1,375		
協会費		65			76		
諸経費		1,212			1,322		
営業費用計			62,756	66.4		95,938	70.9
一般管理費							
給料			9,292			10,229	
役員報酬	2	1,021			667		
給料・手当		5,542			6,480		
賞与		2,729			3,081		
交際費			205			212	
旅費交通費			615			786	
租税公課			432			637	
不動産賃借料			1,821			1,687	
退職給付費用			93			951	
固定資産減価償却費			1,915			2,543	
諸経費			3,970			5,902	
一般管理費計			18,347	19.4		22,949	16.9
営業利益			13,378	14.2		16,519	12.2

		前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)			
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
営業外収益	1						
受取配当金		1,854			2,369		
有価証券利息		160			282		
受取利息		68			86		
デリバティブ利益		-			1,308		
その他		548			337		
営業外収益計			2,632	2.8		4,384	3.2
営業外費用							
デリバティブ損失		86			-		
金銭の信託運用損		-			392		
為替差損		-			67		
時効後支払損引当金繰入額		-			178		
その他		181			8		
営業外費用計			267	0.3		647	0.4
経常利益			15,743	16.7		20,256	15.0
特別利益							
投資有価証券等売却益		7,863			1,421		
関係会社株式売却益		4,893			-		
株式報酬受入益		127			312		
特別利益計			12,884	13.6		1,734	1.3
特別損失							

投資有価証券等売却損		113			80		
投資有価証券等評価損		-			23		
固定資産除却損	3	601			56		
事務所移転費用	4	1,115			-		
過年度時効後支払損引当金繰入額		-			429		
特別損失計			1,830	1.9		589	0.5
税引前当期純利益			26,797	28.4		21,400	15.8
法人税等	5		9,913	10.5		-	
法人税、住民税及び事業税			-			9,211	6.8
法人税等調整額			73	0.1		50	0.0
当期純利益			16,810	17.8		12,139	9.0

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）

	株主資本							株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金		
平成18年 3 月31日残高 （百万円）	17,180	11,729	11,729	685	63,606	13,644	77,936	106,846
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩					28,000	28,000	-	-
剰余金の配当						41,205	41,205	41,205
当期純利益						16,810	16,810	16,810
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）								
事業年度中の変動額合 計（百万円）	-	-	-	-	28,000	3,605	24,394	24,394
平成19年 3 月31日残高 （百万円）	17,180	11,729	11,729	685	35,606	17,249	53,541	82,451

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
平成18年 3 月31日残高（百 万円）	17,435	-	17,435	124,282
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩				-
剰余金の配当				41,205
当期純利益				16,810
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額（純 額）	6,427	610	7,038	7,038
事業年度中の変動額合計 （百万円）	6,427	610	7,038	31,433
平成19年 3 月31日残高（百 万円）	11,008	610	10,397	92,849

当事業年度（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）

有価証券報告書（因国投資信託）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合 計
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金		
平成19年 3 月31日残高 （百万円）	17,180	11,729	11,729	685	35,606	17,249	53,541	82,451
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						12,876	12,876	12,876
当期純利益						12,139	12,139	12,139
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）								
事業年度中の変動額合 計（百万円）	-	-	-	-	-	737	737	737
平成20年 3 月31日残高 （百万円）	17,180	11,729	11,729	685	35,606	16,512	52,804	81,714

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
平成19年 3 月31日残高（百 万円）	11,008	610	10,397	92,849
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				12,876
当期純利益				12,139
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額（純 額）	5,883	360	5,522	5,522
事業年度中の変動額合計 （百万円）	5,883	360	5,522	6,259
平成20年 3 月31日残高（百 万円）	5,124	250	4,874	86,589

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左)

(2) その他有価証券 時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0"> <tr><td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr><td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年	(2) その他有価証券 時価のあるもの (同左) 時価のないもの (同左) 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左) 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左) 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (同左) (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 (同左) 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左) (2) 賞与引当金 (同左)
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (3) 退職給付引当金 (同左)								

6．リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7．ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 8．消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 9．連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 6．リース取引の処理方法 (同左) 7．ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左) (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3)ヘッジ方針 (同左) (4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左) 8．消費税等の会計処理方法 (同左) 9．連結納税制度の適用 (同左)
--	--

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は93,459百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	—————

（ストック・オプション等に関する会計基準） 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。 当社は、親会社において計上された株式報酬費用相当額を人件費として計上し、同額を特別利益に計上しております。 これにより、営業利益及び経常利益が127百万円減少し、特別利益が同額増加しております。なお、税引前当期純利益への影響はございません。	_____
_____	（有形固定資産の減価償却方法） 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年3月30日 法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
_____	（負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計処理） 当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）を適用しております。 この適用により、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計上しております。 この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。

[表示方法の変更]

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
_____	（貸借対照表関係） 前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 平成19年7月4日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。 なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。
_____	（損益計算書関係） 1. 前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 2. 「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。

	3. 「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に1百万円含まれております。 4. 前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。
--	---

[追加情報]

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
_____	(有形固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 7,067百万円 未払費用 2,029	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 5,619百万円 未払費用 934
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 118百万円 器具備品 362 合計 481	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 201百万円 器具備品 534 合計 736
3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。 関係会社株式 3,064百万円	3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。 関係会社株式 3,064百万円
4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額35百万円が含まれております。	4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額37百万円が含まれております。

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 1,404百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,214百万円
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)

3. 固定資産除却損 ソフトウェアの除却損であります。	3. 固定資産除却損 器具備品 1百万円 ソフトウェア 54 合計 56
4. 事務所移転費用の内訳 固定資産除却損 287百万円 器具備品費用 643百万円 原状回復費用 185百万円	
5. 法人税等 法人税、住民税及び事業税の充当額であります。	

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成18年5月17日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	41,205百万円
1株当たり配当額	8,000円
基準日	平成18年3月31日
効力発生日	平成18年5月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	12,876百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,500円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年5月31日

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	12,876百万円
--------	-----------

1株当たり配当額	2,500円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年5月31日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,526百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,150円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月2日

リース取引関係

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 <table> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>1,569百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>807</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>761</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>294百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>483</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>777</td></tr> </table> リース資産減損勘定期末残高 - 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>314百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>294</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>21</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>-</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	取得価額相当額	1,569百万円	減価償却累計額相当額	807	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	761	1年以内	294百万円	1年超	483	合計	777	支払リース料	314百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	294	支払利息相当額	21	減損損失	-	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 <table> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>1,453百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>814</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>639</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>281百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>368</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>650</td></tr> </table> リース資産減損勘定期末残高 - 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>332百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>309</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>19</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>-</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 (同左) 利息相当額の算定方法 (同左)	取得価額相当額	1,453百万円	減価償却累計額相当額	814	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	639	1年以内	281百万円	1年超	368	合計	650	支払リース料	332百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	309	支払利息相当額	19	減損損失	-
取得価額相当額	1,569百万円																																																
減価償却累計額相当額	807																																																
減損損失累計額相当額	-																																																
期末残高相当額	761																																																
1年以内	294百万円																																																
1年超	483																																																
合計	777																																																
支払リース料	314百万円																																																
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																
減価償却費相当額	294																																																
支払利息相当額	21																																																
減損損失	-																																																
取得価額相当額	1,453百万円																																																
減価償却累計額相当額	814																																																
減損損失累計額相当額	-																																																
期末残高相当額	639																																																
1年以内	281百万円																																																
1年超	368																																																
合計	650																																																
支払リース料	332百万円																																																
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																
減価償却費相当額	309																																																
支払利息相当額	19																																																
減損損失	-																																																

2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料
1年以内 6百万円	1年以内 4百万円
1年超 9	1年超 5
合計 16	合計 9

有価証券関係

1. 売買目的有価証券

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成19年3月31日)			当事業年度末 (平成20年3月31日)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	150,552	147,488	3,064	113,023	109,959
合計	3,064	150,552	147,488	3,064	113,023	109,959

4. その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成19年3月31日)			当事業年度末 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
(1)株式	282	15,022	14,739	282	7,649	7,366
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他(1)	17,966	21,998	4,032	11,678	13,542	1,864
小計	18,249	37,020	18,771	11,961	21,192	9,231
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
(1)株式	-	-	-	-	-	-
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他	5,955	5,842	112	5,906	5,362	544
小計	5,955	5,842	112	5,906	5,362	544
合計	24,205	42,863	18,658	17,868	26,554	8,686

- (1) 前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は610百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。
- 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円（税効果会計適用後）であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円（税効果会計適用後）との純額を貸借対照表に計上しております。

５．当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
売却額	14,047百万円	7,970百万円
売却益の合計額	7,844百万円	1,419百万円
売却損の合計額	113百万円	80百万円

６．時価評価されていない主な有価証券(上記２．及び３．を除く)

区分	前事業年度末 (平成19年 3 月31日)	当事業年度末 (平成20年 3 月31日)
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券		
譲渡性預金	-	6,300
非上場株式	1,261	1,052
合計	1,261	7,352
(2) 子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	4,073	4,408
関連会社株式	8,267	8,267
合計	12,341	12,675

７．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成19年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
１．債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
２．その他	378	-	6,867	2,973
合計	378	-	6,867	2,973

当事業年度末(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	6,300	-	6,813	-
合計	6,300	-	6,813	-

デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び株価指数先物取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 (2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。 (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引は価格の変動によるリスクを有しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。	(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) ヘッジ方針 (同左) ヘッジ有効性評価の方法 (同左) (2) 取引に対する取組方針 (同左) (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 (同左)

２．取引の時価等に関する事項

（１）前事業年度末(平成19年３月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち １年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,922	-	3,008	86
合計		2,922	-	3,008	86

（注）１．時価の算定方法

期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

（２）当事業年度末(平成20年３月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち １年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,691	-	2,787	96
市場取引以外の取引	スワップ取引 短期変動金利受取 ・ 株価指数変化率 支払	4,663	-	6	6
合計		7,354	-	2,781	102

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

退職給付関係

前事業年度(自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日)	
１．採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
２．退職給付債務に関する事項(平成19年３月31日)	
イ．退職給付債務	12,512百万円
ロ．年金資産	5,929
ハ．未積立退職給付債務(イ＋ロ)	6,583
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ．未認識数理計算上の差異	1,271
ヘ．未認識過去勤務債務(債務の増額)	277
ト．貸借対照表計上額純額(ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	5,034
チ．前払年金費用	—
リ．退職給付引当金(ト－チ)	5,034

３．退職給付費用に関する事項(自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日)

イ．勤務費用	468百万円
ロ．利息費用	256
ハ．期待運用収益	142
ニ．会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ．数理計算上の差異の費用処理額	545
ヘ．過去勤務債務の費用処理額	16
ト．退職給付費用(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	53
チ．その他(注)	40
計	93

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ．割引率	2.1%
ハ．期待運用収益率	2.5%
ニ．過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ．数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ．会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項(平成20年３月31日)

イ．退職給付債務	13,227百万円
ロ．年金資産	5,569
ハ．未積立退職給付債務(イ＋ロ)	7,657
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ．未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ．未認識過去勤務債務(債務の増額)	260
ト．貸借対照表計上額純額(ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	5,359
チ．前払年金費用	—
リ．退職給付引当金(ト－チ)	5,359

３．退職給付費用に関する事項(自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)

イ．勤務費用	529百万円
ロ．利息費用	262
ハ．期待運用収益	148
ニ．会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ．数理計算上の差異の費用処理額	243
ヘ．過去勤務債務の費用処理額	16
ト．退職給付費用(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	904
チ．その他(注)	46
計	951

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ．割引率	2.1%
ハ．期待運用収益率	2.5%
ニ．過去勤務債務の額の処理年数	18年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。）
ホ．数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年（発生時の翌期に費用処理することとしております。） (2) 適格退職年金に係るもの 18年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。）
ヘ．会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 百万円 退職給付引当金損金算入限度超過額 2,063 所有株式税務簿価通算差異 884 ゴルフ会員権評価減 549 投資有価証券評価減 800 減価償却超過額 265 子会社株式売却損 196 賞与引当金損金算入限度超過額 676 事業税 604 繰延ヘッジ損失 424 その他 101 繰延税金資産計 6,567 繰延税金負債 有価証券評価差額金 7,650 繰延税金負債計 7,650 繰延税金負債(純額) 1,082	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 百万円 退職給付引当金損金算入限度超過額 2,197 所有株式税務簿価通算差異 884 ゴルフ会員権評価減 508 投資有価証券評価減 673 減価償却超過額 273 子会社株式売却損 196 賞与引当金損金算入限度超過額 709 事業税 350 時効後支払損引当金 191 繰延ヘッジ損失 173 その他 107 繰延税金資産計 6,266 繰延税金負債 有価証券評価差額金 3,561 繰延税金負債計 3,561 繰延税金資産(純額) 2,705
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 41.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.3% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.7% 住民税等均等割 0.0% タックスヘイブン課税済留保金 1.3% 外国税額控除 1.1% その他 0.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.3%	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 41.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.4% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 3.6% 住民税等均等割 0.0% タックスヘイブン課税 4.7% 外国税額控除 1.1% その他 0.9% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.3%

関連当事者との取引

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

１．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (*1)	-	関係会社短期貸付金	14,000
								貸付金利息の受入	39	未収金	4

２．役員及び個人主要株主等

該当はありません。

３．子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.3%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託 (*2)	5,137	未払費用	1,282

４．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	なし	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	28,227	未払手数料	4,919

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

１．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				

親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (* 1)	57,000	-	-
								資金の回収	71,000	-	-
								貸付金利息 の受入	33	-	-

２．役員及び個人主要株主等
該当はありません。

３．子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.8%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	6,161	未払費用	74

４．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	兼任 1人	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	41,864	未払手数料	4,990
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	なし	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	7,261	未払費用	1,949

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

- (* 1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。
- (* 2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (* 4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

１株当たり情報

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
--	--

1株当たり純資産額	18,026円51銭	1株当たり純資産額	16,811円16銭
1株当たり当期純利益	3,263円77銭	1株当たり当期純利益	2,356円90銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	16,810百万円	損益計算書上の当期純利益	12,139百万円
普通株式に係る当期純利益	16,810百万円	普通株式に係る当期純利益	12,139百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株
(追加情報)			
当事業年度より、改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。			
なお、前事業年度と同様の方法により算定した当事業年度の1株当たり純資産額は18,145円12銭となります。			

中間財務諸表

中間貸借対照表

		平成20年 9 月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,540
金銭の信託		41,940
有価証券		5,600
短期貸付金		1,678
未収委託者報酬		12,038
未収収益		2,788
繰延税金資産		1,042
その他		1,514
貸倒引当金		7
流動資産計		68,135
固定資産		
有形固定資産	1	2,148
無形固定資産		10,920
ソフトウェア		10,916
その他		4
投資その他の資産		37,068
投資有価証券		19,041
関係会社株式	2	15,739
繰延税金資産		1,432
その他		855
貸倒引当金		0
固定資産計		50,137
資産合計		118,272

		平成20年 9 月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		26,000
未払収益分配金		5
未払償還金		92
未払手数料		5,204
その他未払金	3	2,665
未払費用		7,239
リース債務		99
未払法人税等		1,649
賞与引当金		1,410
その他		156
流動負債計		44,521
固定負債		
リース債務		388
退職給付引当金		5,574
時効後支払損引当金		468
その他		21
固定負債計		6,452
負債合計		50,974
(純資産の部)		
株主資本		62,101
資本金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		33,191
利益準備金		685
その他利益剰余金		32,506
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		7,899
評価・換算差額等		5,197
その他有価証券評価差額金		5,358
繰延ヘッジ損益		161
純資産合計		67,298
負債・純資産合計		118,272

中間損益計算書

		自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		52,507
運用受託報酬		4,697
その他営業収益		8
営業収益計		57,213
営業費用		
支払手数料		24,565
調査費		13,117
その他営業費用		2,441
営業費用計		40,124
一般管理費	1	11,296
営業利益		5,791
営業外収益	2	5,343
営業外費用	3	979
経常利益		10,155
特別利益	4	1,117
特別損失	5	664
税引前中間純利益		10,608
法人税、住民税及び事業税		3,689
法人税等調整額		6
中間純利益		6,913

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

（単位：百万円）

	自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日
株主資本	
資本金	
前期末残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	17,180
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
資本剰余金合計	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	685
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	35,606
当中間期変動額	
別途積立金の取崩	11,000
当中間期変動額合計	11,000
当中間期末残高	24,606
繰越利益剰余金	
前期末残高	16,512
当中間期変動額	
別途積立金の取崩	11,000
剰余金の配当	26,526
中間純利益	6,913
当中間期変動額合計	8,612
当中間期末残高	7,899

利益剰余金合計	
前期末残高	52,804
当中間期変動額	
剰余金の配当	26,526
中間純利益	6,913
当中間期変動額合計	19,612
当中間期末残高	33,191
株主資本合計	
前期末残高	81,714
当中間期変動額	
剰余金の配当	26,526
中間純利益	6,913
当中間期変動額合計	19,612
当中間期末残高	62,101
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	5,124
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	233
当中間期変動額合計	233
当中間期末残高	5,358
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	250
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	88
当中間期変動額合計	88
当中間期末残高	161
評価・換算差額等合計	
前期末残高	4,874
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	322
当中間期変動額合計	322
当中間期末残高	5,197
純資産合計	
前期末残高	86,589
当中間期変動額	
剰余金の配当	26,526
中間純利益	6,913
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	322
当中間期変動額合計	19,290
当中間期末残高	67,298

[中間財務諸表作成の基本となる重要な事項]

	自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式... 移動平均法による原価法 其他有価証券 時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法
2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6 リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

	自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日
7 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 (3) ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更]

	自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日
リース取引に関する会計基準	当中間会計期間より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年 3 月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年 3 月30日 企業会計基準委員会）を適用しております。 この適用により、リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日以降に開始する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年 3 月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 この結果、従来の方法に比して、「有形固定資産」は334百万円、「無形固定資産」は150百万円、「流動負債 リース債務」は99百万円、「固定負債 リース債務」は388百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

平成20年 9 月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	951百万円
2 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。 関係会社株式	3,064百万円
3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

中間損益計算書関係

自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	216百万円
無形固定資産	1,286百万円
長期前払費用	3百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	4,697百万円
収益分配金	196百万円
受取利息	24百万円
デリバティブ利益	310百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	847百万円
支払利息	80百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券売却益	964百万円
株式報酬受入益	152百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券売却損	664百万円
投資有価証券評価損	0百万円

中間株主資本等変動計算書関係

自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	平成20年 3 月末	増加	減少	平成20年 9 月末
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
平成20年 5 月28日の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・ 普通株式の配当に関する事項				
（1）配当金の総額	26,526百万円			
（2）1 株当たり配当額	5,150円			
（3）基準日	平成20年 3 月31日			
（4）効力発生日	平成20年 6 月 2 日			

リース取引関係

自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日	
1 ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に よっているもの)	
リース資産の内容	
有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア)	
主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。	
リース資産の減価償却の方法	
中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の「4 固定資産の減価償却の方法」に記載した とおりであります。	
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理 によっているもの)	
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	
有形固定資産（器具備品）	
取得価額相当額	1,382百万円
減価償却累計額相当額	885
中間期末残高相当額	497
未経過リース料中間期末残高相当額	
1 年内	249百万円
1 年超	263
合計	513
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	153百万円
減価償却費相当額	142
支払利息相当額	8
減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分 方法については利息法によっております。	
2 オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1 年内	6百万円
1 年超	6
合計	13

有価証券関係

当中間会計期間末(平成20年 9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの：該当事項はありません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	92,197	89,133
合計	3,064	92,197	89,133

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	282	8,893	8,610
(2) その他()	8,624	9,095	471
合計	8,906	17,988	9,081

- () 当中間会計期間末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は189百万円(税効果会計適用後)であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益28百万円(税効果会計適用後)との純額を貸借対照表に計上しております。

4 時価評価されていない主な有価証券(上記1及び2を除く)

	中間貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社株式及び関連会社株式	12,675
(2) その他有価証券	
譲渡性預金	5,600
非上場株式	1,052

- (注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、中間会計期間末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

デリバティブ取引関係

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

1 株式関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
スワップ取引 短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払	1,350	-	359	359

2 商品関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
商品指数先物取引 売建	647	-	598	48

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

1 株当たり情報

自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	
1株当たり純資産額	13,065円91銭
1株当たり中間純利益	1,342円19銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	6,913百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	6,913百万円
期中平均株式数	5,150千株

重要な後発事象

自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日

当社は、平成20年10月15日の経営会議において、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行うことを決定しました。当社は、移行時に「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し当該制度の改廃に伴う財務諸表に与える影響額を認識する予定であります。なお、移行時の退職給付債務等が確定していないことからその影響額は未確定であります。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。 ）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成21年1月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 平成21年1月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	400百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

* 平成20年12月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年8月26日	臨時報告書
平成20年10月10日	有価証券届出書、有価証券報告書
平成20年11月27日	臨時報告書

1 ノムラ海外債券ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンドマザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラ海外債券ファンドFC（「FC」といいます。）はパークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、ノムラ海外債券ファンドFD（「FD」といいます。）はパークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

- 1 「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）」は、「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。
- 2 「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）」は、「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス」をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ海外債券ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッド ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシー

ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をノムラ・アセット・マネジメントU.S.A. インクに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3885%（税抜年0.37%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

日本を除く世界の公社債（国債、政府保証債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、モーゲージ証券等）を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB-格相当以上の格付（投資適格格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。

FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

マザーファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）です。

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

2 ノムラ - モンドリアン海外債券ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ - モンドリアン海外債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界先進主要国の公社債に実質的に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長とインカムゲインの確保を目標に運用を行なうことを基本とします。

ノムラ - モンドリアン海外債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、ノムラ - モンドリアン海外債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

- 1 「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）」は、「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。
- 2 「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）」は、「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス」をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

日本を除く世界先進主要国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

公社債への投資にあたっては、独自のモデルを活用した定量分析及び定性判断等に基づいて、国別配分、通貨配分、銘柄選択等を行ないポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに円建てで為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

マザーファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）です。

モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、または転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

3 ノムラ - ブラックロック米国債券オープンFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ - ブラックロック米国債券オープン マザーファンドへの投資を通じて、主として米国ドル建ての公社債に実質的に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

ノムラ - ブラックロック米国債券オープンFC（「FC」といいます。）は、当面、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、ノムラ - ブラックロック米国債券オープンFD（「FD」といいます。）は、当面、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総

合インデックス（米国ドルベース）を委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合

インデックス（米国ドルベース）を委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ - ブラックロック米国債券オープン マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成16年7月28日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米国ドル建の公社債を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

公社債への投資にあたっては、主として、（ ）米国の国債（政府機関債を含む。以下同じ。）（以下「米国国債」といいます。）、（ ）会社およびその他の発行体によって発行された債券（以下「社債」といいます。）および（ ）アセット・バック証券の、3つのセクターの証券に配分し、信用格付の高い証券を中心に投資することを基本とします。

ファンドは、米国国債、社債およびアセット・バック証券の、3つのセクターの証券を、バランス良く配分したポートフォリオを維持することを基本とします。ただし、その投資割合は、市況動向、市場環境および他の要因を勘案して、適宜、機動的に変更します。なお、市況動向等を勘案し、米国国債、社債またはアセット・バック証券のいずれかにその資産の100%を上限として投資する場合があります。

ファンドの投資戦略および意思決定プロセスにおいては、以下の点に主として重点をおきます。

- （ ）相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選択
- （ ）デュレーション管理
- （ ）個別銘柄およびポートフォリオのバリュエーションに関する厳密な定量分析
- （ ）徹底した信用分析

米国国債への投資に関しては、主として、米国の政府および政府機関によって発行または、元本および利息の支払いが保証されている債券に投資します。

社債投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とし、投資機会の獲得と投資リスクの最小化を行なうためにクレジット調査・分析を含む専門的投資技術・知識を活用することを基本とします。

アセット・バック証券への投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とします。アセット・バック証券のセクター配分および個別銘柄の選択にあたっては、各セクターや個別銘柄のリターンおよびリスク特性の分析に基づき行なうことを基本とし、適宜機動的に変更します。

ファンド全体のデュレーションは、通常、米国債券の市場指標のデュレーションを中心としてその±20%の変動幅の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

投資する証券は、主として、投資適格格付が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとし、ただし、信託財産の純資産総額の10%を限度として原則としてB格相当以上の投資適格格付未満の証券へ投資できるものとします。

投資する外貨建資産は、主として米国ドル建の公社債等とし、米国ドル建以外の外貨建資産の実質投資割合は信託財産の純資産総額の原則として10%以内とします。

FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。米国ドル建以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行なうことができます。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに、マザーファンドの海外の公社債等（短期金融商品を含む）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

為替予約の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に関し、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。

4 ノムラ - インサイト欧州債券ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンドへの投資を通じて、主として汎欧州通貨建ての公社債に実質的に投資を行ない、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

ノムラインサイト欧州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、ノムラインサイト欧州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

- 1 「バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）」は、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。
- 2 「バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」は、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは「ノムラインサイト欧州債券 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合もあります。

（B）信託期間

無期限（平成20年4月10日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド

インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をThe Northern Trust Companyに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4725%（税抜年0.45%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

汎欧州通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

公社債への投資にあたっては、投資環境分析および定量分析等に基づき、国別配分、セクター配分および銘柄選択を行ない、ポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおいて、投資する公社債は、原則として、投資時点において、投資適格格付（BBB格相当以上の格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。ただし、BBB-相当未満B-相当以上の格付を有する公社債（同等の信用度を有すると判断される公社債を含みます。）については、取得時において信託財産の純資産総額の10%を限度として投資することができます。なお、C格相当以下の格付が付与されている公社債には投資しません。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

FCの実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド（Insight Investment Management (Global) Limited）にマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ない、ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

5 野村豪州債券ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村豪州債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主としてオーストラリアドル建ての公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

野村豪州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、UBSオーストラリア債券インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、野村豪州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、UBSオーストラリア債券インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 「UBSオーストラリア債券インデックス（円ヘッジベース）」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「UBSオーストラリア債券インデックス（円換算ベース）」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「野村豪州債券ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成16年7月28日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント（オーストラリア）リミテッド

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.525%（税抜年0.50%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

オーストラリアドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

投資する公社債は、投資時点において、BBB - 相当以上の格付（投資適格格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。

モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債ならびに優先証券等に投資を行なう場合があります。

公社債への投資にあたっては、マクロ経済・投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケットリスク分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析に基づき、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分（種別・格付別等の配分）、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。

ファンド全体のデュレーションは、通常、豪州債券の市場全体のデュレーションを中心として ± 1.5 年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、当該資産について、原則としてオーストラリアドルに為替ヘッジを行ないます。

FCの実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。

FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント（オーストラリア）リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む短期金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換したもの等に限る、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。

6 ノムラ - AMP豪州債券ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ - AMP豪州債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主としてオーストラリアドル建ての公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラ - AMP豪州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、UBS オーストラリア債券インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、ノムラ - AMP豪州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、UBS オーストラリア債券インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 「UBSオーストラリア債券インデックス（円ヘッジベース）」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「UBSオーストラリア債券インデックス（円換算ベース）」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ - AMP豪州債券ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成18年9月14日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド

AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をBNP Paribas Fund Services Australasia Pty Limitedに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜年0.55%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

オーストラリアドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

投資する公社債については、ファンド全体の加重平均格付をA-格相当以上とすることを基本とします。なお、BB+格相当以下の格付が付与されている債券（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）に投資する場合があります。

モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等を実質的に投資を行なう場合があります。

公社債への投資にあたっては、ポートフォリオの効率的なリスク配分（＝リスク・バジェットिंग）を決定し、付加価値の源泉の分散を図り、マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分（種別の配分）、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。

ファンド全体のデュレーションは、通常、豪州債券の市場全体のデュレーションを中心として±1.5年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

マザーファンドにおいては、オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、当該資産について、原則としてオーストラリアドルに為替ヘッジを行ないます。

FCの実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む短期金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への実質的な投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

7 野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主として豪ドル建ての公社債に実質的に投資を行なうとともに、世界各国通貨の為替予約取引等を実質的な主要取引対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（「FC」といいます。）は、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（「FD」といいます。）は、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 「バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円ヘッジベース）」は、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）」は、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成20年10月9日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッド

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜年0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

豪ドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を実質的な主要投資対象とします。また、世界各国通貨の為替予約取引等を実質的な主要取引対象とします。

（２）投資態度

豪ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とし、豪州債券の市場全体の中長期的な動きを概ね捉えることを目指して現物ポートフォリオを構築しつつ、世界各国（先進国を中心としますが、それに限りません。）通貨の為替予約取引等の積極的な活用により、豪州債券市場の全体の投資収益に対する超過収益の獲得を目指します。

モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等に投資を行なう場合があります。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために、債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。

マザーファンドにおいては、マクロ経済等のファンダメンタルズ分析による世界各国通貨の投資環境判断に基づき、有望な投資機会があると判断した市場について、為替リスク・ポジションを調整し、積極的に投資することを基本とします。

マザーファンドにおける為替リスク・ポジションの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、世界各国のロング・ポジションとショート・ポジションを活用します。

マザーファンドにおける短期的な戦略にもとづく為替リスク・ポジションの調整には、為替予約取引等の短期売買を積極的行なうことがあります。

FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED）にマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。

ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

8 ドイツ欧州債券ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるドイツ欧州債券マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州諸国の現地通貨建債券に実質的に投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうことを基本とします。

ドイツ欧州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、当面、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ベース ヘッジ付き）をベンチマークとします。

ドイツ欧州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、当面、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ベース ヘッジなし）をベンチマークとします。

各ファンドは、「ドイツ欧州債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接債券に投資する場合があります。

パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表を行うインデックスであり、汎欧州通貨建投資適格債券市場のパフォーマンスを表わします。当該インデックスに関する知的財産権及びその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成16年7月28日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ドイツ・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
FCおよびマザーファンドの投資顧問会社	ドイツ・アセット・マネジメント・インターナショナルGmbH

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た額とします。なお、FCおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

欧州諸国の現地通貨建債券を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。

公社債への投資は、原則としてB格相当以上の債券とします。

FCの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

FDの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

ドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナルGmbHに、FCの為替ヘッジに関する運用指図並びにマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

9 LM・米国債券コア・プラスFC／FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるLM・米国債券コア・プラス・マザーファンドへの投資を通じて、主として幅広いセクターの米国ドル建ての公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

LM・米国債券コア・プラスFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、LM・米国債券コア・プラスFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

- 1 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）を、ヘッジコストを考慮して円換算したものです。
- 2 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）を委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「LM・米国債券コア・プラス・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成18年4月13日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4935%（税抜年0.47%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米国ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

米国ドル建ての高格付の公社債（モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。）及び米国のハイ・イールド社債またはエマージング・マーケット債に分散投資を行います。

原則として信託財産の純資産総額の70%以上を、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社、フィッチ・レーティングス社のうち1社以上の格付機関から投資適格（BBB - またはBaa3以上）以上の格付を付与された公社債に投資します。組入れ公社債の格下げにより投資適格債の組入比率が信託財産の純資産総額の70%を下回った場合には、投資適格未滿の格付けを付与された公社債への追加投資は行いません。

ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、ベンチマークの加重平均デュレーションを基準として、デュレーション戦略に基づき一定の範囲内で機動的に変動させます。

長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。

米国ドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%以内とします。

FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。米国ドル建て以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行うことと同等の効果が得られる為替予約を行うことができます。

債券及び金利等の派生商品を効率的運用のため使用します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用の指図に関する権限のうち、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーに、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）及び外国為替の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。

（３）主な投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（親投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

為替予約の利用及びデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。但し、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

10 ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の国債、政府機関債等を実質的に投資を行ない、ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）の動きを概ね捉えつつ、また、ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング／ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

FCは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）をベンチマークとします。また、FDは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）をベンチマークとします。

各ファンドは、「ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成20年10月9日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米国の国債、政府機関債等および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。加えて、各国為替取引等を実質的な主要取引対象とします。

（２）投資態度

マザーファンドにおいては、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

FCにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産について、マザーファンドの通貨配分の如何にかかわらず、原則としてパークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行います。FDにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーにマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部を委託します。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（３）主な投資制限

米国の国債、政府機関債等への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

11 ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州各国の国債、政府機関債等に実質的に投資を行ない、ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）の動きを概ね捉えつつ、また、ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

FCは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）をベンチマークとします。また、FDは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）をベンチマークとします。

各ファンドは、「ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成20年10月9日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

欧州各国の国債、政府機関債等および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。加えて、各国為替取引等を実質的な主要取引対象とします。

（２）投資態度

マザーファンドにおいては、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

FCにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、マザーファンドの通貨配分の如何にかかわらず、原則としてパークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行います。FDにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッドにマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部を委託します。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（３）主な投資制限

欧州各国の国債、政府機関債等への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

12 TCW 米国債券ファンド FC / FD （適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるTCW 米国債券マザーファンド受益証券への投資を通して、主として米国ドル建の国債、社債、モーゲージ担保証券等に実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目標として運用を行います。

TCW 米国債券ファンドFC（以下「FC」といいます。）は、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、TCW 米国債券ファンドFD（以下「FD」といいます。）はバークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 米ドルベースの指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 米ドルベースの指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「TCW 米国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、米国ドル建の国債、政府機関債、社債、モーゲージ担保証券等に直接投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	TCW アセット マネジメント カンパニー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.3465%（税抜年0.33%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬のうち委託会社が受け取る報酬分から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米国ドル建の国債、政府機関債、社債、モーゲージ担保証券等を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

投資に当たっては、主として、（ ）米国国債（政府機関債を含む）、（ ）社債および（ ）モーゲージ担保証券の3つのセクターに分散投資を行い、トップダウンによるセクター配分および各セクターにおける銘柄選択により、ベンチマークを中長期的に上回る投資成果をめざします。

セクター配分については、各セクターのバリュエーションおよびファンダメンタルズ分析等に基づいて、機動的な配分を行います。銘柄選択については、各セクターの運用チームがボトムアップ分析等に基づいて個別銘柄の評価を行い、ポートフォリオを構築します。

主として投資適格格付（BBB格相当以上の格付）を有する債券、または同等の信用度を有すると判断される債券に投資します。ただし、投資機会に応じて、投資適格格付未満の格付けを有する債券または同等の信用度を有すると判断される債券への投資を行うことがあります。

FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図ることをめざし、FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

TCW アセット マネジメント カンパニーに、マザーファンドの外貨建資産にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

（４）収益分配方針

収益分配額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

13 アイエヌジー・欧州債券ファンドFC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるアイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として欧州の債券に実質的に投資を行い、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

アイエヌジー・欧州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

アイエヌジー・欧州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

各ファンドは、「アイエヌジー・欧州債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成17年10月13 日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アイエヌジー投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し、年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た金額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

欧州の債券を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

アイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、債券等に直接投資する場合があります。

実質的に投資する債券のポートフォリオの平均格付をBBB格以上に保ちます。

実質的に投資する債券の最低格付はCCC - 格とします。

マザーファンドの外貨建資産については為替ヘッジを行いません。

FCコースの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジは、代表的なヨーロッパ債券インデックスの通貨配分と同程度として行います。

代表的なヨーロッパ債券インデックスは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスとします。

FDコースの実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

債券の運用プロセスは、

- （１）ファンダメンタル分析ならびにクオンツ手法による市場分析
- （２）デュレーション、通貨配分、イールドカーブ・ポジショニング、クレジット他、各エクスポージャーのポジ

ショニングの決定

- （３）モデルポートフォリオの構築とコントロール
 - （４）当ファンドのポートフォリオの構築とリスクコントロール
- の4つのステップで行います。

資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

14 メロン米国コア・プラス債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるメロン米国コア・プラス債券マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債、国際機関債、資産担保証券（ABS、MBS等）などの債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行うことを基本とします。

メロン米国コア・プラス債券ファンドFC（以下、「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、メロン米国コア・プラス債券ファンドFD（以下、「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米ドルベース）を委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米ドルベース）を委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
FCおよびマザーファンドの投資顧問会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、純資産総額に年0.43575%（税抜0.415%）の率を乗じて得た額とします。

なお、投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託財産中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドにかかる監査費用等をファンドから支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券（ABS、MBS等）などを実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

主として米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券（ABS、MBS等）などに実質的に投資します。債券種別や業種毎の投資配分は、経済状況や市場動向を総合的に勘案して、機動的に変更します。

債券種類毎のアナリストおよびポートフォリオマネジャーによる定性的なボトムアップ分析により銘柄の評価や景気動向の予測を行うとともに、定量モデルによる割安割高分析や金利動向分析等を組み合わせて、最終的ポートフォリオを構築します。

主として投資適格債（BBB-ないしBaa3以上）に投資します。また、個別銘柄の格付けには制限を設けず、投資機会に応じて、信用格付けの低い銘柄あるいは無格付けの銘柄への投資を行うことがあります。

投資対象国や発行体の所在国には制限を設けず、また投資対象通貨にも制限を設けません。ただし、マザーファンドにおける米ドル以外の資産の時価総額は、原則としてマザーファンド純資産総額の±20%以下とします。通貨運用においても機動的なポジション造成を行い投資収益の向上を目指します。

投資集中による信用リスクや価格変動リスクが過度に高まらない様に配慮し、マザーファンドにおいて、国債および政府機関債を除き、一発行体当たりの投資上限は5%までとし、一業種（金融業を除く）当たりの投資上限は25%までとします。

現物債への投資に加えて、デリバティブをヘッジ目的に限定せず、ポジション造成に活用し、投資収益の向上に努めます。

FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに、マザーファンドの運用の指図ならびにFCにおける実質外貨建資産の為替ヘッジにかかる指図に関する権限を委託します。

市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

為替予約の利用およびデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。

15 アクサIM 欧州債券ファンド FC / FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、主として親投資信託への投資を通じて、実質的に汎欧州通貨建ての公社債等に分散投資を行い、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を図ることにより、中長期的にベンチマークを上回る収益の獲得を目指すことを基本方針とします。アクサIM 欧州債券ファンド FC（以下、「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円建て・ヘッジあり）をベンチマークとします。また、アクサIM 欧州債券ファンド FD（以下、「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（ユーロ建て・ヘッジなし）を委託会社が円換算した指数をベンチマークとします。各ファンドは「アクサIM 欧州債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下、「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成17年10月13日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
FCおよびマザーファンドの投資顧問会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エスエー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.43575%（税抜年0.415%）の率を乗じて得た額とします。なお、FCおよびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、委託者と投資顧問会社との間で別に定める取決めに基づく金額とし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。また、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、信託財産に係る監査費用等、および、それらから生じる消費税等相当額は信託財産から支弁します。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

マザーファンドは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスの採用銘柄を主たる投資対象とします。すなわちユーロ、英ポンド、スウェーデン・クローナ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ等の汎欧州通貨建て公社債、および当該インデックスの基準を充たした中央ヨーロッパ諸国（クロアチア、ハンガリー、ポーランド、スロベニア、スロバキア等）の汎欧州通貨建ての公社債を主要な投資対象とします。また、欧州諸国のインフレ指数連動国債、欧州地域のエマージング諸国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（以下、「エマージング・マーケット債」といいます。）、ならびに、欧州地域の発行体が発行した投資適格未満の公社債にも投資を行う場合があります。

（２）投資態度

マザーファンドは、主として汎欧州通貨建ての公社債等に分散投資を行い、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を図ることにより、中長期的にベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

社債への投資にあたっては、社内クレジット・アナリストによる調査・分析に基づく、いわゆるボトムアップ手法を主軸としたポートフォリオ構築を行うことにより付加価値の獲得を図ります。また、投資リスクの管理には入念な配慮を行い、分散ポートフォリオを構築することによりリスクの低減を目指します。

投資を行う公社債は、原則として、取得時に格付機関により投資適格（BBB-またはBaa3）以上の格付を付与されたものとします。また、格付を取得していない債券に関しては、委託者（委託者から運用を委任された者を含みます。以下、合わせて「委託者等」といいます。）が前記の格付と同等の信用度を有すると判断する場合は、投資することができません。加えて、BBB-未満B-以上の格付を有するもの（同等の信用度があると委託者等が判断する場合を含みます。）については、その取得時に信託財産の純資産総額の10%を上限として投資することができます。ただし、格付機関によりC格以下の格付を付与されている債券には投資しません。

中央ヨーロッパ諸国の汎欧州通貨建て債券とエマージング・マーケット債への投資割合は、原則として、合計で信託財産の純資産総額の20%以内を目処とします。

欧州諸国のインフレ指数連動国債への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内を目処とします。

信託財産の平均デュレーションは、当該インデックスの平均デュレーションと比較して、その上下30%の範囲内にとどめるものとします。

FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資一任契約に基づき、アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エスエーに、マザーファンドの運用に関する権限ならびに、FCの外国為替予約取引の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

収益分配金額は分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、分配対象額が少額の場合等、委託者の判断により、分配を行わないこともあります。

16 ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド FC / FD

（A）ファンドの特色

ファンドは、世界に分散した債券ポートフォリオへ投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指して運用を行います。

ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド FC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（除く日本円）インデックスの円ヘッジ指数をベンチマークとします。ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド FD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（除く日本円）インデックスの円換算指数をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領西インド諸島ケイマン籍契約型外国籍投資信託です。

（B）信託期間

ファンド設定日（2009年4月9日）から約149年間

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
受託会社、管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

（D）管理報酬等

（１）投資顧問報酬および成功報酬

投資顧問会社は、投資顧問報酬として1年の日々のファンドの純資産総額の平均額の実質年率0.30%の金額を、ファンドから一年毎、ファンド決算日に受領します。

投資顧問会社は、成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから年一回受領します。

- ・成功報酬はファンドの各会計年度（1月1日から12月31日）における成功報酬控除前基準価額（分配金込み）の収益率が、同期間の指数の収益率を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。
- ・成功報酬の払い出しは、ファンドの会計年度の末日（12月31日）にのみ行われます。
- ・各会計年度の最終成功報酬控除前基準価額（分配金込み）、ならびに同日の指数を、翌会計年度の成功報酬計算のための新たな基準とします。尚、ハイウォーターマークや前年度からのパフォーマンス繰越などの方式は採用されていません。

（２）受託報酬

受託会社は受託報酬として年額1万8,000米ドルを等分し、毎月ファンドから受領します。

（３）保管報酬等

保管受託銀行は、ファンドの保管にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用は、投資対象市場及び証券、取引の頻度や量によって変動します。

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用はファンドの純資産総額に比例して変動する部分（年率0.0675%以内）と固定の部分とによって構成されます。主な固定費用としては、シェアクラス管理費用（年額60,000米ドル）、成功報酬管理費用（年額24,000米ドル）、財務諸表作成費用（年額7,500米ドル）、受益者口座管理費用（一口座当り年額6,000米ドル、年間最低24,000米ドル）があります。

（４）その他

ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、取引費用、その他ファンドに係る費用を負担します。

ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、1年間を超えない期間にわたり償却します。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物に主に投資を行います。

（２）投資態度

主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。なお、指数に含まれない政府・政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、その他の債券、ならびに短期金融資産等に投資することがあります。

国債先物の他、短期金利先物等、その他上場・店頭デリバティブを組み入れることがあります。

ポートフォリオの投資目標の達成のために、上記のデリバティブのショート・ポジションを単独で保有することがあります。

FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

（３）主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に関し、株式への実質投資割合はファンド純資産総額の5%以下とします。

少なくともファンド資産総額の50%以上を社債、国債・地方政府債、モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券、CPに投資します。

有価証券（現物に限る）の空売りについて、空売りを行った有価証券の時価総額がファンド純資産総額を超えないものとします。

資金の借入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。

流動性の低い資産への投資は、ファンド純資産総額の15%以下とします。

投資信託証券への投資（REIT、ETFを含む）は、ファンド純資産総額の5%以下とします。

（４）収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

■ ベンチマークについて ■

指定投資信託証券のうち、各FCは、ベンチマーク欄に記載の各インデックスの円ヘッジベースの指数（各委託会社がヘッジコストを考慮して円換算した指数を含む）を、各FDは、同円換算ベースの指数（各委託会社が日々の為替レートに乗じて円換算した指数を含む）をベンチマークとします。

パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、日本円を除く世界の投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index）およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、各々、米ドル建て、汎欧州通貨建て、豪ドル建ての投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

UBSオーストラリア債券インデックス（UBS Australian All Maturities Composite Bond Index）は、UBS AGが管理・公表している、オーストラリア債券市場において発行された全ての満期固定利付き債券を対象としたインデックスです。UBSオーストラリア債券インデックスに関する一切の知的財産権その他一切の権利はUBS AGに帰属しております。

■ 指定投資信託証券の委託会社等について ■

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

昭和34年（1959年）12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成9年（1997年）10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年（2000年）11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年（2003年）6月27日	委員会等設置会社へ移行

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

1985年	モルガングレンフェルインターナショナルアセットマネジメント（株）設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年	ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービーモルガングレンフェルアセットマネジメント（株）に社名を変更
1995年	ディービーモルガングレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得
1996年	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
1999年	バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更
2002年	チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併

2005年 ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の
資産運用サービス業務を統合
資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

平成10年（1998年）4月28日	会社設立
平成10年（1998年）6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
平成10年（1998年）11月30日	投資顧問業登録
平成11年（1999年）6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成11年（1999年）10月1日	スミスパニー投資顧問株式会社と合併「エスエスピーシティ・アセ ト・マネジメント株式会社」に社名変更
平成13年（2001年）4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成18年（2006年）1月1日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成19年（2007年）9月30日	金融商品取引業登録

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

平成10年2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社設立
平成10年10月1日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社業務開始
平成20年7月1日	グループ会社ステート・ストリート信託銀行より資産運用部門を営業譲受 現社名ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に社名 変更

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

昭和46年（1971年）11月22日	山一投資カウセリング株式会社設立
昭和55年（1980年）1月4日	山一投資カウセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更
平成10年（1998年）1月28日	ソシエテジェネラル投資顧問株式会社（現SGAMノースパシフィック（株））が主要株主となる
平成10年（1998年）4月1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更
平成10年（1998年）11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得
平成16年（2004年）8月1日	りそなアセットマネジメントと合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更
平成19年（2007年）9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う

アイエヌジー投信株式会社

平成11年9月8日	アイエヌジー投信株式会社設立
平成11年9月30日	証券投資信託委託業の認可取得、投資顧問業の登録
平成17年8月31日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成19年9月30日	金融商品取引業のみなし登録

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

平成10年11月6日	ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
平成10年11月30日	投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号
平成11年12月9日	投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
平成12年1月1日	会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更
平成12年5月18日	証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号
平成13年10月1日	会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に 変更
平成19年9月30日	金融商品取引業者の登録 関東財務局長（金商）第406号
平成19年11月1日	会社名をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

昭和62年（1987年）	ローゼンバーグ・アセット・マネジメント株式会社として日本において業務開始。
昭和63年（1988年）	投資顧問業登録、及び、投資一任業認可取得。
平成8年（1996年）	「ローゼンバーグ・ノムラ・アセット・マネジメント株式会社」に商号を変更。
平成11年（1999年）	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・グループとの業務提携に伴い、「アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント株式会社」に商号を変更。
平成14年（2002年）	「アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッド」の投資顧問業務を営業譲受け。

平成15年（2003年）	投資信託委託業認可取得。上記会社の投資信託委託業務を営業譲受け
平成18年（2006年）	証券業兼業に伴い「アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社」に商号変更。
平成19年（2007年）	金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業）登録。登録番号：関東財務局長（金商）第16号

ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド

昭和60年（1985年）6月	ステート・ストリート・キャピタル・マーケット・リミテッド設立
平成2年（1990年）2月	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドに社名変更

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	高尾 幸 治
----------------	-------	--------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一
----------------	-------	-------

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高 尾 幸 治
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月11日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸治
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ外国債券 Aコースの平成20年1月22日から平成20年7月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ外国債券 Aコースの平成20年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年9月11日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸治
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ外国債券 Bコースの平成20年1月22日から平成20年7月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ外国債券 Bコースの平成20年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年3月11日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ外国債券 Aコースの平成20年7月23日から平成21年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ外国債券 Aコースの平成21年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年3月11日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ外国債券 Bコースの平成20年7月23日から平成21年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ外国債券 Bコースの平成21年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)